特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告

この報告は、特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第19条の規定に基づき、令和3年1月1日から同年12月31日までの期間における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、同法第18条第3項に規定する意見を付して、報告するものである。

目次

1	報告の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	特定秘密保護制度における書面・押印等の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	特定秘密保護法における行政機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
5	指定権限を有する行政機関	
	l) 指定の要件と指定権限を有する行政機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	2) 特定秘密管理者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6	対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況	
	l) 特定秘密の指定の状況	
	ア 対象期間中における指定の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	イ 事項別の指定の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	ウ 対象期間中における各行政機関の指定の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	2) 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長及び解除等の状況	
	ア 指定の有効期間の満了及び延長の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	イ 指定の理由の点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	ウ 指定の解除の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	3) 行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況・・・・・・・・・・・・・・	8
	4) 運用基準に基づく通報の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	5) 適性評価の実施の状況	
	ア 適性評価の実施件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	イ 適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数・・・・・・・・・・・・	12
	ウ 対象期間中に申出のあった苦情の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
		12
7	対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況	
	1) 特定秘密の指定の状況	
	ア 対象期間末時点における指定の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	イ 事項別の指定の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	ウ 情報の類型別の指定の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	エ 指定の有効期間別の件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	オ 指定を解除すべき条件の設定等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	カ 対象期間末時点における各行政機関の指定の状況・・・・・・・・・・・	17
	2) 特定秘密が記録された行政文書の保有の状況・・・・・・・・・・・・・	21
	3) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数・・・・・・・・・・・	23

8	F	勺閣	府独立公	文書管	理監及	び情	報監	視審	查会	<u>へ</u> の	対応											
	(1)) [内閣府独	立公文	書管理	監か	らのが	是正	の求	めへ	の対	応・	•		•	•	•	•	•	•	•	• 25
	(2)	· 作	青報監視	審査会に	こよる詞	周査	等への	対原	<u> </u>													
		ア	情報監	視審査会	会によ	る調	査への	の対	応・				•		•		•	•	•	•	•	• 26
		1	情報監	視審査会	会の年	次報	告書は	こお	ける	意見	指	摘へ	のす	対応	•		•	•	•	•	•	• 26
9	F	勺閣	府独立な	文書管	理監カ	らの	意見						•		•	•		•	•	•	•	• 30
10) 7	有識	者からの)意見・											•				•	•		• 30

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告

令和4年6月

1 報告の趣旨

特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第19条では、政府は、毎年、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとされている。この報告及び公表に当たっては、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者*1の意見(特定秘密保護法第18条第2項及び第3項)を付することとされている。本報告は、これらの規定に従い行うものである。

2 対象期間

本報告の対象期間は、令和3年1月1日から同年12月31日までの間(以下「対象期間」 という。)である。

3 特定秘密保護制度における書面・押印等の見直し

特定秘密保護制度において、書面により行うこととされている手続及び署名・押印を求めている手続について見直しを行い、令和3年6月11日、「特定秘密の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第170号)」及び「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の一部変更について」を制定し、また、同月23日、「特定秘密の保護に関する法律に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の施行に関する内閣官房令」を制定し、同政令等は同年7月1日に施行された*2。

4 特定秘密保護法における行政機関

特定秘密保護法では、附則第3条において、同法の施行の日から起算して5年を経過した日(令和元年12月10日)の翌日以降における同法第2条の規定の適用について、同法の施行の日から起算して5年を経過する日(令和元年12月9日)までの間に特定秘密を保有

^{*1} 内閣総理大臣がこれら各分野の外部の有識者の意見を聴く場として、「情報保全諮問会議」が開催されており、本報告に際し、第11回会議が令和4年5月18日に開催された。情報保全諮問会議については資料1参照。令和4年3月18日時点における構成員一覧は資料2のとおり。

^{*2} 見直しの概要については、資料3のとおり。詳細については、内閣官房ホームページ(https://www.cas.go.jp/jp/tokuteihimitsu/index.html)を参照。

*3したことがない機関を政令で定め、同法の適用対象となる行政機関から除外することとしている。

政府においては、特定秘密保護法の施行の日から5年を経過した令和元年12月10日、「特定秘密の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令(令和元年政令第177号)」を制定(同年12月11日施行)し、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「施行令」という。)第1条に、特定秘密保護法の第2条の行政機関から除かれる機関*4を定めた*5。

対象期間末(令和3年12月31日)時点において特定秘密保護法上の行政機関は表1に掲げる28機関となっている。

表 1 特定秘密保護法上の行政機関(令和3年12月31日時点)

国家安全保障会議	消費者庁	財務省	国土交通省
内閣官房	総務省	文部科学省	気象庁
内閣法制局	消防庁	厚生労働省	海上保安庁
内閣府	法務省	農林水産省	環境省
国家公安委員会	出入国在留管理庁	水産庁	原子力規制委員会
警察庁 公安調査庁		経済産業省	防衛省
金融庁	外務省	資源エネルギー庁	防衛装備庁

5 指定権限を有する行政機関

(1) 指定の要件と指定権限を有する行政機関

特定秘密保護法第3条第1項の規定により、「行政機関」の長は、

① 特定秘密保護法別表に掲げる事項に該当する。

^{*3 「}保有」には、特定秘密に該当する情報を自ら入手し、これを特定秘密として指定する場合と、我が国の安全保障上の必要性により特定秘密保護法第6条の規定により提供を受ける場合がある(同法第10条(その他公益上の必要による特定秘密の提供)により提供を受けた場合は含まない。)。

^{*4} 特定秘密保護法における行政機関から除外された場合においても、引き続き公益上の必要による特定秘密の提供(同法第10条)を受けることはできる。

^{*5} 特定秘密保護法第2条の行政機関から除かれる機関を定める施行令第1条については、令和2年以降、行政機関の設置又は廃止に伴い改正されており、カジノ管理委員会の追加(令和2年1月7日施行)、新型コロナウイルス感染症対策本部及び国際博覧会推進本部の追加(令和2年11月26日施行)、新型インフルエンザ等対策推進会議の追加(令和3年4月1日施行)、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の削除及びデジタル庁の追加(令和3年9月1日施行)、社会保障制度改革推進本部及び社会保障制度改革推進会議の削除(令和4年1月1日施行)、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の削除(令和4年4月1日施行)がなされた。

- ② 公になっていない。
- ③ その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である。

という3要件を満たす情報を特定秘密として指定するものとされている*6。これを受けて、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)では、同法別表の各事項の内容を更に限定・細分化した細目を定めている。

特定秘密保護法上の行政機関は対象期間末時点で表1に掲げる28機関であるが、各機関における指定の見込み等を踏まえ、指定を行わない機関を施行令で定めることとされており(同法第3条第1項ただし書)、その結果、対象期間末時点では、特定秘密の指定権限を有する行政機関は、表2に掲げる20機関に限定されている(施行令第2条)。

表 2 特定秘密の指定権限を有する行政機関(令和3年12月31日時点)

国家安全保障会議	金融庁	公安調査庁	資源エネルギー庁
内閣官房	総務省	外務省	海上保安庁
内閣府	消防庁	財務省	原子力規制委員会
国家公安委員会	法務省	厚生労働省	防衛省
警察庁	出入国在留管理庁	経済産業省	防衛装備庁

(2) 特定秘密管理者

運用基準において、行政機関の長は、施行令第11条第1項第1号の特定秘密の保護に関する業務を管理する者として、行政機関の長以外の当該行政機関の職員のうちから、我が国の安全保障に関する事務のうち特定秘密保護法別表に掲げる事項に係るものを所掌する部局の長等を特定秘密管理者に指名し、特定秘密の保護に関する業務を管理するために必要な措置を講じさせるものとされている(運用基準II2)*7。

対象期間末時点において、特定秘密の指定権限を有する20の行政機関で特定秘密管理者として指名されている者の数は、計337人であった*8。

^{*6} 特定秘密の指定の対象は、個々の文書ではなく、情報である。特定秘密が記録された行政文書の件数は、特定秘密ごとに異なる。

^{*7} 特定秘密を指定している行政機関に限らず、特定秘密の提供を受けた行政機関や都道府県警察においても、 施行令第12条又は第17条の規定に基づき、特定秘密の保護に関する業務を管理する者が置かれている。

^{*8} そのうち、指定に係る特定秘密管理者(各行政機関の長が指定した特定秘密を主管する部局の長等)の数は 24人であった。内訳は、資料4のとおり。

6 対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

(1) 特定秘密の指定の状況

ア 対象期間中における指定の状況

対象期間中において、特定秘密を指定した行政機関は、特定秘密の指定権限を有する20の行政機関のうち、8機関であり、同期間中に指定された特定秘密の件数は、全体で計49件であった。行政機関別の内訳は表3のとおりである。

各行政機関ごとの指定件数を見ると、対象期間中の指定件数が最も多かったのは防衛省であり、その数は29件であった。次いで、内閣官房(8件)、警察庁及び公安調査庁(それぞれ4件)となっている。

対象期間中における全体の総指定件数49件のうち、毎年作成する計画や継続的に収集する情報*9など、行政機関が当該指定に係る情報を異なる時期に複数回保有することが想定される情報について、年単位等で期間を区切って指定したものは42件である。

表3 令和3年中の各行政機関の指定件数

行政機関名	件数
国家安全保障会議	1 (1)
内閣官房	8 (6)
警察庁	4 (4)
公安調査庁	4 (4)
外務省	1 (1)
海上保安庁	1 (1)
防衛省	29 (25)
防衛装備庁	1 (0)
合計	49 (42)

(注) 括弧内の数値は、年単位等で期間を区切って指定した件数で、内数

イ 事項別の指定の状況

(7) 法別表の分野別の指定の状況

特定秘密となり得る事項を分野別に列挙した特定秘密保護法別表は、防衛に関する事項を掲げた第1号、外交に関する事項を掲げた第2号、特定有害活動の防止に関する事項を掲げた第3号及びテロリズムの防止に関する事項を掲げた第4号があ

^{*9} このような情報については、指定の有効期間を定める趣旨に鑑み、期間を区切るなどして、適切に管理できるよう記すものとされている(運用基準II 3 (3))。例えば、内閣官房において、内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報等は年で期間を区切って指定されている。

る。

対象期間中に指定された特定秘密について、これら 4 分野のうちどの分野に該当するとされたものが多いかを見ると(指定された特定秘密ごとに示されている、最も関連性の高い「事項の細目」(運用基準 II 1 (1))により分類)、最も多い分野は第 1 号で30件であり、次いで第 2 号が11件、第 3 号が 5 件、第 4 号が 3 件であった(表 4 参照)。

表 4 令和 3 年中の特定秘密の指定状況と該当分野

		別表の分野						
行政機関名	指定件数	第1号	第2号	第3号	第4号			
		(防衛関連)	(外交関連)	(特定有害活動防止関連)	(テロリズム防止関連)			
国家安全保障会議	1		1					
内閣官房	8		8					
警察庁	4			2	2			
公安調査庁	4			3	1			
外務省	1		1					
海上保安庁	1		1					
防衛省	29	29						
防衛装備庁	1	1						
合計	49	30	11	5	3			

(イ) 運用基準の「事項の細目」別の指定の状況

特定秘密の指定の3要件(5(1)参照)のうち、別表該当性についての判断は、 運用基準に示された57*10の「事項の細目」に該当するかどうかにより行うこととさ れている。対象期間中に各行政機関が指定した特定秘密の「事項の細目」別の内訳 は、資料5*11のとおりである。

^{*10} 令和2年6月16日、運用基準の一部変更により、「事項の細目」の数が55から57に変更された。

^{*11} 各行政機関が特定秘密の指定を行う際は、どの「事項の細目」に該当するかを明らかにしている。特定秘密に指定しようとする情報が複数の「事項の細目」に該当する場合は、最も関連性の高い「事項の細目」を1項目示した上、併せて、関連のあるその他の「事項の細目」も明らかにしている。資料5においては、最も関連性の高い「事項の細目」の内訳を示しており、対象期間中における特定秘密の指定件数を内数で括弧内に記した。

ウ 対象期間中における各行政機関の指定の状況*12

(7) 国家安全保障会議(1件)

国家安全保障会議では、対象期間中、令和3年中に開催した国家安全保障会議の 議論の結論に関する情報(2-①)を1件、特定秘密として指定した。

(イ) 内閣官房(8件)

内閣官房では、対象期間中、①我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえた政府の対応方針等の検討の内容に関する情報(2-①)を1件、②令和3年中に決定された内閣情報調査室と外国の政府又は国際機関(以下「外国の政府等」という。)との情報協力業務の計画及び方法に関する情報(2-⑤)を1件、③令和3年中に内閣情報調査室が行った外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報(2-⑥)を1件、④令和4年中における内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報(2-⑥)を1件、⑤令和3年中における内閣情報調査室の人的情報収集に関する情報(2-⑥)を2件、⑥情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報(2-⑥)を2件、⑥情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報(2-⑥)を2件、特定秘密として指定し、総件数は8件であった。

(ウ) 警察庁(4件)

警察庁では、対象期間中、①令和3年中に行った外国の政府等との情報協力業務に関する情報 (3-7) を1件、②令和3年中に警察の人的情報源等となった者に関する情報 (3-9) を1件、③令和3年中に収集・分析により得られた、テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報 (4-5) を2件、特定秘密として指定し、総件数は4件であった。

(I) 公安調査庁(4件)

公安調査庁では、対象期間中、①令和3年中に収集・分析により得られた、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報で特定有害活動の計画、方針及び準備に関する情報や、特定有害活動を行い、又は支援する団体又は者の動向に関する情報 (3-⑥) を 1 件、②令和3年中に特定有害活動の防止に関し外国の政府から提供を受けた情報 (3-⑦) を 1 件、③令和3年中における人的情報収集に関する情報 (3-⑨) を 1 件、④令和3年中にテロリズムの防止に関し外国の政府から提供を受けた情報 (4-⑥) を 1 件、特定秘密として指定し、総件数は 4 件であった。

(才) 外務省(1件)

外務省では、対象期間中、令和3年中に外国の政府等から国際情報統括官組織に 対し提供のあった情報(2-4)を1件、特定秘密として指定した。

(力) 海上保安庁(1件)

^{*12} 括弧内に記載されている番号は、資料5における「番号」と対応する。

海上保安庁では、対象期間中、令和3年中に行った外国の政府との情報協力業務に関する情報(2-44)を1件、特定秘密として指定した。

(キ) 防衛省(29件)

防衛省では、対象期間中、①令和3年度に作成した自衛隊の運用計画等に関する情報(1-③)を8件、②令和3年度中に自ら収集した電波情報等の情報(1-⑤)を7件、③令和3年度中に外国の政府等(外国軍隊を含む。)から提供された電波情報等の情報(1-⑥)を7件、④令和3年度中に作成した外国軍隊等の組織を見積もった情報(1-⑦)を1件、⑤令和3年度中に外国の政府(外国軍隊を含む。)から提供された画像情報等の収集整理等に関する情報(1-⑧)を1件、⑥令和3年度中における防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り(分析評価又は予測)等に関する情報(1-⑨)を2件、⑦防衛の用に供する暗号に関する情報(1-⑭)を2件、⑧武器等の仕様、性能等に関する情報(1-⑤)を1件、特定秘密として指定し、総件数は29件であった。

(ク) 防衛装備庁(1件)

防衛装備庁では、対象期間中、英国との間の共同研究等において提供された情報 (1-16)を1件、特定秘密として指定した。

(2) 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長及び解除等の状況

ア 指定の有効期間の満了及び延長の状況

特定秘密保護法では、有効期間満了時にも要件を満たしている場合は、有効期間を 延長するものとされている(同法第4条第2項)。

対象期間中に指定の有効期間を延長した行政機関は9機関であり、延長した件数は42件であった。延長した件数が最も多かったのは防衛省の18件であり、次いで、内閣官房が8件、警察庁及び公安調査庁がそれぞれ4件、海上保安庁が3件、総務省が2件、国家安全保障会議、外務省及び防衛装備庁がそれぞれ1件となっている。延長の際に設定された有効期間は、海上保安庁が指定した3件は3年に設定され有効期間の通算は2件が9年、1件が6年となり、その他39件は5年に設定され有効期間の通算は10年となる。

有効期間が満了した件数は1件で、防衛省の情報収集に関する研究に係る情報であった。

イ 指定の理由の点検

運用基準において、行政機関の長は、その指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に、当該指定の理由を年1回以上定期的に点検させるとともに、必要があると認めるときは臨時に点検させ、各点検により、指定の要件を満たしていないと認めたときには、速やかに指定を解除するものとされている。また、点

検に当たっては、特段の秘匿の必要性を巡る状況の変化や特定秘密である情報と同一性を有する情報の公表状況等を確認させるなどし、指定の要件の充足性を判断するものとされている(運用基準Ⅲ 2 (1)ア)。

行政機関別の対象期間中における点検状況及びその結果は資料6のとおりである。 なお、特定秘密を保有する15の行政機関では、施行令第11条第1項の規定に基づき 定める特定秘密を適切に保護するための措置の実施に関する規程(以下「保護規程」 という。)に基づく特定秘密の保護の状況に関する定期検査を実施した*13。行政機関 別の対象期間中における検査状況及びその結果は資料7のとおりである。

ウ 指定の解除の状況

特定秘密保護法では、指定の要件が充足されているかどうかを定期的に確認するため、指定に際しては5年以内の有効期間を定めるものとされており(同法第4条第1項)、指定の要件を欠くに至った場合は、有効期間内であっても、指定を解除するものとされている(同条第7項)。

対象期間中に特定秘密の指定を解除した件数は2件であった。防衛省において、情報収集に関する研究に係る情報1件について、情勢の変化により、もはやその漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるとまでは言えず、特定秘密として保護すべき程の特段の秘匿の必要性がなくなったため指定を解除し、また、旧防衛秘密である防衛の用に供する暗号に関する情報1件について、解除条件である装置の運用が停止され、かつ、暗号が全て廃棄されたことを確認したため指定を解除したものである。

(3) 行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況

特定秘密である情報又は特定秘密であった情報が記録された行政文書についても、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。)の規定が適用される。よって、行政文書の保存期間満了時には、同法に基づき移管又は廃棄される。

対象期間中、以前に特定秘密であった情報が記録された行政文書及びそれをまとめたファイルであって行政文書ファイル管理簿に記載されているもの(特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等)を同法に基づき国立公文書館その他の施設に移管した件数、それらを廃棄した件数は、いずれも0件であった。

現に特定秘密である情報が記録された行政文書及びそれをまとめたファイルであって 行政文書ファイル管理簿に記載されているもの(以下「特定行政文書ファイル等」とい

^{*13} 例えば、内閣官房特定秘密保護規程(平成26年12月9日内閣総理大臣決定)第41条第1項では「特定秘密管理者は、特定秘密の保護の状況について、定期検査を年2回以上実施するものとする。」と規定している。

う。)*14を廃棄した件数は、321件で、経済産業省の内閣官房から提供を受けた衛星画像に関するファイル7件、防衛省の防衛、警備等計画等に関するファイル312件及び防衛装備庁の潜水艦の設計等に関するファイル2件であった*15。

また、対象期間中、緊急廃棄*16された文書の件数は、0件であった。

なお、衆議院情報監視審査会から、令和3年6月10日に、令和2年中の特定秘密が記録された保存期間が1年未満の行政文書の廃棄状況に関する資料の要求がなされ、令和2年中に別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し(592,004件)、定型的・日常的な業務連絡、日程表等(797件)、意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書(13,013件)及び保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書(378件)の文書を廃棄したことを示す資料を提出した*17。

(4) 運用基準に基づく通報の状況

運用基準において、特定秘密の取扱いの業務を行う者や過去に行っていた者又は特定 秘密を知得した者は、特定秘密保護法や運用基準に従っていない事例を認めた場合、内 閣府独立公文書管理監及び行政機関の長が設置した窓口に通報することができるとされ

^{*14} 公文書管理法において、行政機関の長は、行政文書ファイル等について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置を定めるものとされているところ(同法第5条第5項)、対象期間末時点において、全ての特定行政文書ファイル等について保存期間が満了したときの措置が定められている。

^{*15} これらは、「政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書に当たらない」、「別途、原本が保存されているものの写しである」等として、公文書管理制度等の所定の手続を経て廃棄された。

^{*16} 特定秘密である情報が記録された文書、図画、物件等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕などの方法による当該文書等の廃棄をいう(施行令第11条第1項第10号)。

^{*17 「}行政文書の管理に関するガイドライン」(平成23年4月1日内閣総理大臣決定、令和4年2月7日全部改正)第4-3(6)において、保存期間を1年未満とすることができる行政文書の類型として、「別途、正本が管理されている行政文書の写し」、「定型的・日常的な業務連絡、日程表等」、「意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書」、「保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書」等が例示されている。

ている(運用基準 V 4(1)) *18*19。

対象期間中、運用基準に基づいて内閣府独立公文書管理監及び各行政機関の長が設置 した通報窓口で処理された特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等 の管理の適正に関する通報の件数は、0件であった。

(5) 適性評価の実施の状況

ア 適性評価の実施件数

特定秘密保護法では、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる行政機関及び都道府県警察の職員(以下「行政機関の職員等」という。)並びに物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの(以下「適合事業者」という。)の従業者について、各行政機関において、その漏えいのおそれの有無に関する評価(適性評価)を実施し、そのおそれがないと認められた者に限って当該業務を行わせることとされている(同法第11条及び第12条)。

対象期間中に適性評価を実施したのは24機関であった*20。

これらの行政機関が同期間中に適性評価を実施した件数は、全体で27,602件であり、 その内訳は、行政機関の職員等への実施件数が26,485件*21、適合事業者の従業者への 実施件数が1,117件であった。行政機関別の内訳は表5のとおりである。

適性評価を実施した24の行政機関のうち、対象期間中の実施件数が最も多かったのは、防衛省(24,376件)であった。次いで、警察庁(975件)*22、防衛装備庁(717件)、内閣官房(622件)、外務省(290件)となっている。

なお、対象期間中に実施した全ての適性評価について、特定秘密を漏らすおそれが ないものと認められた。

^{*18} 内閣府独立公文書管理監に対する通報は、取扱業務者等が行政機関において調査を行わない旨の通知又は 調査結果の通知を受けた後でなければ、原則行うことができない。ただし、行政機関へ取扱業務者等が通報 すれば不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合等はこの限りでない(運用基準V4 (2)イ(イ))。

^{*19} 対象期間中、特定秘密の指定権限を有する20の行政機関においては、特定秘密の取扱いの業務に従事する 職員に対して定期的に実施する教育において、資料を用いて通報の制度について説明するなどして、通報の 制度及びその方法の周知を図っている。

^{*20} 適性評価を実施した件数とは、適性評価を実施し、その結果を評価対象者に通知した件数のことをいう。 なお、適性評価を実施するのは、特定秘密を指定している行政機関に限られず、特定秘密保護法第6条第1 項又は第7条第1項の規定により特定秘密の提供を受ける行政機関も含まれる。

^{*21} 適性評価の対象となり、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者が、適性評価を実施した行政機関 以外の行政機関の職員となり、そこでも特定秘密の取扱いの業務を行う場合、再び適性評価を受けることに なる。この場合における適性評価の実施件数については、各行政機関においてそれぞれ件数を計上した。

^{*22} 都道府県警察が実施した分も含む。

表5 令和3年中の各行政機関の適性評価の実施件数

行政機関名	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計
内閣官房	370	252	622
内閣府	48	0	48
警察庁	975	0	975
警察庁	217	0	217
都道府県警察	758	0	758
金融庁	3	0	3
消費者庁	7	0	7
総務省	18	0	18
消防庁	11	0	11
法務省	7	0	7
出入国在留管理庁	15	0	15
公安調査庁	69	0	69
外務省	269	21	290
財務省	74	0	74
文部科学省	46	4	50
厚生労働省	1	0	1
農林水産省	5	0	5
水産庁	15	0	15
経済産業省	53	0	53
資源エネルギー庁	6	0	6
国土交通省	36	0	36
気象庁	8	0	8
海上保安庁	186	0	186
環境省	10	0	10
防衛省	23, 987	389	24, 376
防衛装備庁	266	451	717
合計	26, 485	1, 117	27, 602

イ 適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数

特定秘密保護法では、適性評価の実施に当たり、

- ① 特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項*23について調査を行うこと。
- ② ①の調査を行うため必要な範囲において、職員に本人や関係者に質問させ、若しくは本人に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して報告を求めることがあること。
- ③ 評価対象者が同条第1項第3号に該当する者*24として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとされており(同法第12条第3項)、評価対象者が同意しない限り、行政機関は適性評価を実施することはできない。

対象期間中、適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数は、全体で3件であった。その内訳は、防衛省が3件(職員)であった。

また、運用基準において、特定秘密保護法第12条第3項の同意は、同意書を提出した後から適性評価の結果が通知されるまでの間、「適性評価の実施についての同意の取下書」の提出により、取り下げることができるものとされている(運用基準IV 4 (4))。

対象期間中、適性評価の評価対象者が同意を取り下げた件数は、全体で0件であった。

ウ 対象期間中に申出のあった苦情の状況

特定秘密保護法では、評価対象者は、第13条第1項の規定により通知された適性評価の結果その他当該対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができるものとされている(同法第14条第1項)。対象期間中に申出のあった苦情の件数は、全体で0件であった。

エ 適性評価に関する改善事例

運用基準において、行政機関の長は、毎年1回、過去1年に行った適性評価に関す

^{*23} 特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項、犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、情報の取扱いに 係る非違の経歴に関する事項、薬物の濫用及び影響に関する事項、精神疾患に関する事項、飲酒についての 節度に関する事項並びに信用状態その他の経済的な状況に関する事項を指す。

^{*24} 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるものを指す。

る改善事例を内閣保全監視委員会*25に報告するものとされている(運用基準V5(1) ア(\dagger))。

対象期間中、適性評価に関する改善事例の報告はなかった。

7 対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

(1) 特定秘密の指定の状況

ア 対象期間末時点における指定の状況

対象期間末時点において、前述の特定秘密の指定権限を有する20の行政機関のうち、 特定秘密を指定しているのは12機関であった。

同時点において指定されている特定秘密の件数は、前回報告した令和2年12月31日時点における件数613件に、対象期間中に指定された49件が加わった一方、対象期間中に指定の有効期間が満了した1件、対象期間中に指定が解除された2件が除かれたことから、全体で計659件であった。行政機関別の内訳は表6のとおりである。

行政機関ごとの件数を見ると、対象期間末時点における件数が最も多かったのは防衛省であり、その数は375件であった。次いで、内閣官房(102件)、警察庁(45件)、外務省(41件)となっている。

^{*25} 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行を図るため、内閣に内閣保全監視委員会を設置し、同委員会の庶務は、内閣官房内閣情報調査室において処理するものとされている(運用基準V1(2))。内閣保全監視委員会の構成等については、資料8のとおり。

表6 各行政機関において指定されている特定秘密の件数(令和3年12月31日時点)

行政機関名	令和元年末時点	令和2年末時点	令和3年末時点
国家安全保障会議	6	7	8
内閣官房	87	94	102
内閣府	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0
警察庁	43	41	45
金融庁	0	0	0
総務省	9	11	11
消防庁	0	0	0
法務省	1	1	1
出入国在留管理庁	1	1	1
公安調査庁	24	26	30
外務省	39	40	41
財務省	0	0	0
厚生労働省	0	0	0
経済産業省	4	4	4
資源エネルギー庁	0	0	0
海上保安庁	20	21	22
原子力規制委員会	0	0	0
防衛省	318	349	375
防衛装備庁	17	18	19
合計	569	613	659

イ 事項別の指定の状況

(7) 法別表の分野別の指定の状況

対象期間末時点において指定されている特定秘密について、前述の 4 分野(6 (1) 4 (7) 参照)のうちどの分野に該当するとされたものが多いかを見ると、最も多い分野は第 1 号で394件、次いで第 2 号が193件、第 3 号が44件、第 4 号が28件であった(表 7 参照)。また、特定秘密の該当分野別の推移は、表 8 のとおりである。

表7 特定秘密の指定状況と該当分野(令和3年12月31日時点)

		別表の分野						
行政機関名	指定件数	第1号	第2号	第3号	第4号			
		(防衛関連)	(外交関連)	(特定有害活動防止関連)	(テロリズム防止関連)			
国家安全保障会議	8		8					
内閣官房	102		101		1			
警察庁	45			28	17			
総務省	11		11					
法務省	1		1					
出入国在留管理庁	1		1					
公安調査庁	30		6	16	8			
外務省	41		39		2			
経済産業省	4		4					
海上保安庁	22		22					
防衛省	375	375						
防衛装備庁	19	19						
合計	659	394	193	44	28			

表8 特定秘密の該当分野別の推移(令和3年12月31日時点)

		令和元年末時点	令和2年末時点	令和3年末時点
	第1号(防衛関連)	335	367	394
法別表	第2号(外交関連)	170	182	193
の分野	第3号(粽宿話動贴))	37	39	44
	第4号(テロリズム防止腱)	27	25	28
合計		569	613	659

(イ) 運用基準の「事項の細目」別の指定の状況

対象期間末時点に各行政機関において指定されている特定秘密の「事項の細目」 別の内訳は、資料5のとおりである。

ウ 情報の類型別の指定の状況

対象期間末時点において指定されている特定秘密について類型別に多いものは、暗 号に関する情報が117件、情報収集衛星に関連する情報が102件、武器等の仕様、性能 等に関連する情報が74件である。

これら3類型の情報の指定件数を合わせると計265件となる(暗号に関する情報と情報収集衛星に関連する情報に重複するものが28件ある。)。

エ 指定の有効期間別の件数

特定秘密保護法では、特定秘密の指定をするときは、5年以内の有効期間を定めるものとされており(同法第4条第1項)、また、運用基準において、行政機関の長は、指定の有効期間として、特定秘密に指定しようとする情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し、指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとされている(運用基準II4(1))。

対象期間末時点において指定されている特定秘密659件のうち、5年の有効期間が設定されたものが643件であった。また、3年の有効期間が設定されたものが8件あったほか、有効期間が満了する年月日を令和5年12月31日とするために4年22日の有効期間が設定されたものが5件、満了日を令和4年12月31日とするために3年22日の有効期間が設定されたものが3件あった*26。

また、有効期間を指定当初からの通算で見ると、5年未満となるものが2件、5年となるものが198件、5年を超えて10年未満となるものが17件、10年以上となるものが442件であった。特定秘密保護法別表の分野別の件数は表9のとおりである。

表9 指定当初からの通算有効期間別の件数(令和3年12月31日時点)

		5年未満	5年	5 年超	10年以上	計
				10年未満		
	第1号(防衛関連)		126 (30)	10	258	394 (30)
法 別 表	第2号(外交関連)	2 (1)	45 (10)	7	139	193 (11)
の分野	第3号(特定有話動防止関連)		14 (5)		30	44 (5)
	第4号(テロリズム防止腱)		13 (3)		15	28 (3)
合計		2 (1)	198 (48)	17	442	659 (49)

(注) 括弧内の数値は、令和3年中に指定した特定秘密の件数で、内数

^{*26 3}年の有効期間を設定したのはいずれも海上保安庁であり、その特定秘密の内容は、外国の政府との情報協力業務に関する情報(2-4)であった。また、4年22日、3年22日の有効期間を設定したのは、いずれも防衛省であり、その特定秘密の内容は、暗号に関する情報(1-4)であった。これらは、暗号の運用停止が予定されている年の年末を有効期間の満了日とするため、日単位での有効期間を設定したものである。

オ 指定を解除すべき条件の設定等の状況

運用基準において、特定秘密指定書(以下「指定書」という。)*27における対象情報の記述は、必要に応じ、当該指定に係る情報の範囲が明確になるようにし、また、特定秘密に指定しようとする情報が、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性、外国の政府等との交渉の終了その他の一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、当該条件を指定の理由の中で明らかにするものとされている(運用基準II 3 (3) 及び(4))。

対象期間末時点において指定されている特定秘密659件のうち、指定を解除すべき 条件を設定しているのは、187件であった*28。

また、運用基準において、特定秘密である情報を特定秘密の要件を満たさない情報 に編集又は加工し、これを公表することが公益上必要と認めるときは、これを速やか に行うものとされている(運用基準Ⅲ 2 (3))。

内閣情報調査室においては、国内における大規模な被害を伴う災害や事故等の発生に際し、情報収集衛星の画像が被災等の状況の早期把握や被災者等の迅速な救助・避難等に資すると判断された場合には、情報収集衛星の画像の加工処理画像を内閣官房ホームページに掲載するなどして国民に公開することとしている*29。

カ 対象期間末時点における各行政機関の指定の状況*30

(7) 国家安全保障会議(8件)

国家安全保障会議では、対象期間末時点において、国家安全保障会議の議論の結論に関する情報(2-①)を8件、特定秘密として指定しており、総件数は8件で

^{*27} 行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるように具体的に記述するとともに、当該情報の指定の理由を記すものとされている(運用基準II 3 (2))。

^{*28} 内閣官房(28件)及び防衛省(82件)では、暗号に関する情報110件について、当該暗号の運用等を終了し、かつ、他の運用中の暗号を推察されるおそれがなくなった場合を指定を解除すべき条件として設定している。警察庁(11件)、法務省(1件)、出入国在留管理庁(1件)、公安調査庁(6件)、外務省(19件)、経済産業省(4件)、海上保安庁(14件)及び防衛省(2件)では、内閣官房から特定秘密保護法施行前に特別管理秘密として提供を受けていた衛星画像等であって、特定秘密として指定している情報58件について、内閣官房における特定秘密の指定の有効期間が満了したとき又は指定が解除されたときを指定を解除すべき条件として設定している。総務省では、在日米軍が使用する周波数に関する情報11件について、在日米軍より、特段の扱いを求められなくなったときを指定を解除すべき条件として設定している。防衛省(3件)及び防衛装備庁(5件)では、外国の政府との共同研究に関する取決め等に基づき提供される情報8件について、当該外国の政府において我が国の特定秘密に相当する秘密区分の指定が解除された場合を指定を解除すべき条件として設定している。

^{*29} 具体的には、令和2年7月豪雨、令和元年台風第19号、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震及び 平成29年7月に発生した九州北部豪雨等の被災地域等の加工処理画像を公開している。

^{*30} 括弧内に記載されている番号については、脚注12参照。

あった。

(イ) 内閣官房(102件)

内閣官房では、対象期間末時点において、①我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえた政府の対応方針等の検討の内容に関する情報(2-①)を2件、②外部からの侵略等の脅威に対して我が国及び国民を守るために政府がとる中長期の政策に関する情報(2-①)を1件、③国の安全保障に関わる事案に際しての政府の対応方針の検討の内容に関する情報(2-②)を1件、④特定の外国等についての安全保障上の基本的事項に関する情報(2-④)を4件、⑤内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報(2-⑤)を8件、⑥領域保全の措置及び方針に関する情報(2-⑥)を2件、⑦内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報(2-⑥)を8件、⑧内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報(2-⑥)を20件、⑨情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲に関する情報(2-⑥)を11件、⑩内閣情報調査室の人的情報収集に関する情報(2-⑥)を16件、⑪情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報(2-⑥)を28件、⑫国際テロ情報の収集のために用いられる暗号等に関する情報(4-⑧)を1件、特定秘密として指定しており、総件数は102件であった。

(ウ) 警察庁(45件)

警察庁では、対象期間末時点において、①特定有害活動の計画に関する情報や情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報等、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報(3-⑥)を4件、②外国の政府等との情報協力業務に関する情報(3-⑦)を8件、③内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報(3-⑨)を11件、④警察の人的情報源等となった者に関する情報(3-⑨)を4件、⑤海外との連絡に用いる暗号に関する情報(3-⑩)を1件、⑥特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報(4-①)を2件、⑦テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報(4-⑤)を15件、特定秘密として指定しており、総件数は45件であった。

(I) 総務省(11件)

総務省では、対象期間末時点において、在日米軍が使用する周波数に関する情報 (2-⑤)を11件、特定秘密として指定しており、総件数は11件であった。

(オ) 法務省(1件)

法務省では、対象期間末時点において、領域保全の措置及び方針に関する情報 (2-10) を 1 件、特定秘密として指定しており、総件数は 1 件であった。

(加) 出入国在留管理庁(1件)

出入国在留管理庁では、対象期間末時点において、領域保全の措置及び方針に関する情報(2-22)を1件、特定秘密として指定しており、総件数は1件であった。

(キ) 公安調査庁(30件)

公安調査庁では、対象期間末時点において、①内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務に関する情報(2-⑤)を1件、②内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報(2-⑥)を5件、③特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報で特定有害活動の計画、方針及び準備に関する情報や、特定有害活動を行い、又は支援する団体又は者の動向に関する情報(3-⑥)を4件、④特定有害活動の防止に関し外国の政府から提供を受けた情報(3-⑦)を8件、⑤人的情報収集に関する情報(3-⑨)を4件、⑥テロリズムの防止に関し外国の政府から提供を受けた情報(4-⑥)を8件、特定秘密として指定しており、総件数は30件であった。

(ク) 外務省(41件)

外務省では、対象期間末時点において、①拉致問題に関する情報(2-①)を1 件、②日米安保協力に関する検討、協議等に関する情報(2-①)を1件、③周辺 有事に関する外国の政府との協議内容に関する情報(2-①)を1件、④東シナ海 の領域の保全及び権益の確保に関する情報(2-2)を1件、⑤北方領土問題に関 する交渉及び協力の方針等に関する情報 (2-②)を1件、⑥内閣情報調査室から 得た外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報(2-⑤)を4件、 ⑦大規模事態発生時の邦人退避に係る関係国との協力に関する情報(2-⑤)を1 件、⑧北朝鮮の核開発及びミサイル開発に関する情報(2-13)を1件、⑨外国の 政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報(2-4)を8件、⑩内閣 情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報(2 -(A) を4件、^(II)日米秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定に 関する情報(2-⑭)を1件、⑫内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの 収集分析対象及び識別能力に関する情報(2-⑩)を11件、⑬公電の秘匿等に用い る暗号に関する情報 (2-m) を 4件、(4)国際テロリズムに関して外国の政府等か ら総合外交政策局に対し提供のあった情報(4-⑥)を1件、⑤国際テロリズムに 関する人的情報収集に関する情報(4-8)を1件、特定秘密として指定しており、 総件数は41件であった。

(ケ) 経済産業省(4件)

経済産業省では、対象期間末時点において、内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報(2-16)を4件、特定秘密として指定しており、総件数は4件であった。

(3) 海上保安庁(22件)

海上保安庁では、対象期間末時点において、①内閣情報調査室から得た外国の政

府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報 (2-⑤) を2件、②外国の政府との情報協力業務に関する情報 (2-④) を8件、③内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報 (2-④) を1件、④内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報 (2-⑥) を11件、特定秘密として指定しており、総件数は22件であった。

(サ) 防衛省(375件)

防衛省では、対象期間末時点において、①防衛出動等、我が国の安全を確保する ための自衛隊の行動に関する情報 (1-3) を1件、②サイバー攻撃等に対する防 衛省・自衛隊の活動に関する情報(1-3)を1件、3自衛隊の運用計画等に関す る情報(1-③)を23件、④自衛隊の運用についての外国の軍隊との運用協力に関 する情報(1-④)を1件、⑤内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収 集分析対象及び識別能力に関する情報(1-⑤)を1件、⑥自ら収集した電波情報 等の情報(1-⑤)を55件、⑦外国の政府等から提供された電波情報等の情報(1 -⑥) を36件、®宇宙利用の優位を確保するための能力に関する情報(1-⑥)を 1件、⑨電波情報、画像情報等の情報又は外国の政府等から提供された電波情報等 の情報を分析して得られた情報(1-⑦)を7件、⑩外国の政府等から提供された 画像情報等の収集整理等に関する情報 (1-8) を7件、⑪防衛力の整備のために 行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報(1-⑨)を15件、⑫防衛力の 整備のために行う防衛力の能力の見積り等に関する情報(1-⑩)を3件、⑬防衛 力の整備に関する見積り等であって外国の政府との防衛協力に関する情報(1-⑪)を1件、⑭防衛の用に供する暗号に関する情報(1-⑭)を11件、⑮武器等の 仕様、性能等に関する情報(1-⑤)を1件、⑥外国の政府から提供された情報及 び当該情報を分析して得られた情報(1-20)を1件、計165件を特定秘密として 指定している。

また、旧防衛秘密*31から、⑰自衛隊の運用計画等に関する情報(1 - ①、1 - ②、1 - ③及び1 - ④)を55件、⑱電波情報、画像情報等に関する情報(1 - ⑤、1 - ⑥、1 - ⑦及び1 - ⑧)を33件、⑲防衛力の整備計画等に関する情報(1 - ⑨、1 - ⑩及び1 - ⑪)を15件、⑳防衛の用に供する通信網の構成に関する情報(1 - ⑪)を1件、㉑防衛の用に供する暗号に関する情報(1 - ⑭)を85件、㉒武器等の仕様、性能等に関する情報(1 - ⑮及び1 - ⑯)を57件、計246件が特定秘密とし

^{*31} 特定秘密保護法附則第5条において、同法の施行前に改正前の自衛隊法(昭和29年法律第165号)に基づい て防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日に防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみ なされる旨規定されている。この経過措置の適用により、特定秘密保護法の施行日に、防衛大臣が特定秘密 として指定をした情報とみなされた246件の特定秘密の「事項の細目」ごとの内訳は、資料9のとおりである。 なお、この旧防衛秘密は、平成14年11月から5年間で212件、平成19年11月から5年間で17件、平成24年11月 から特定秘密保護法が施行された日の前日(平成26年12月9日)までに17件が指定されている。

て指定されたものとみなされたところ、平成29年中に6件の指定が解除され、令和元年中に29件の指定の有効期間が満了し、令和3年中に1件の指定が解除されたため、対象期間末時点では計210件となっている。

その結果、対象期間末時点において、総件数は375件であった。

(シ) 防衛装備庁(19件)

防衛装備庁では、対象期間末時点において、①豪州から提供される共同開発・生産に係る調査のための情報(1-⑥)を1件、②防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報(1-⑨)を2件、③自衛隊の弾道ミサイル防衛用誘導弾等の仕様、性能等に関する情報(1-⑥)を12件、④英国との間の共同研究等において提供される情報(1-⑥)を4件、特定秘密として指定しており、総件数は19件であった。

(2) 特定秘密が記録された行政文書の保有の状況

本報告に際し、特定秘密が記録された行政文書の保有件数を、行政機関ごとに集計した*32。対象期間末時点での保有件数は574,178件であり、令和2年末時点と比べ、51,008件増加した。行政機関別の内訳は、表10のとおりである。

1,000件以上の行政文書を保有する行政機関は7機関あり、多い順に防衛省(205,454件)、内閣官房(144,416件)、外務省(133,116件)、警察庁(39,389件)*33、公安調査庁(25,441件)、海上保安庁(22,266件)、国土交通省(3,726件)であった。

前年と比して件数が増加しているのは、主に情報収集衛星関連の情報が記録された行政文書の増加によるものである。

^{*32} 特定秘密は、指定をした行政機関から他の行政機関へ提供されることがある(特定秘密保護法第6条第1項又は第10条第1項)。このため、取りまとめた各行政機関ごとの件数には、他の行政機関により指定された特定秘密が記録された行政文書の件数が含まれる。したがって、自らは特定秘密を指定しない行政機関が、特定秘密が記録された行政文書を保有することがある(例えば、災害対策に用いられる被災地の衛星写真や予算案の審査の過程で提供される関係資料等)。

一方で、指定をした行政機関が、特定秘密が記録された行政文書を事務局たる別の行政機関に保有させており、自らは当該文書を保有しないことがある(国家安全保障会議が指定した特定秘密が記録された行政文書については、国家安全保障会議ではなく、同会議の事務局たる内閣官房国家安全保障局の保有件数(内閣官房の保有件数の内数)として計上されている。)。

^{*33} 都道府県警察が保有する分も含む。

表10 特定秘密が記録された行政文書の保有状況(令和3年12月31日時点)

行政機関名	令和元年末時点	令和2年末時点	令和3年末時点	
国家安全保障会議	0	0	0	
内閣官房	117, 702	129, 026	144, 416	
内閣法制局	3	3	3	
内閣府	3	4	4	
国家公安委員会	0	0	0	
警察庁	34, 497	36, 853	39, 389	
警察庁のみ保有	34, 395	36, 747	39, 291	
都道府県警察のみ保有	64	68	58	
重複して保有	38	38	40	
金融庁	0	0	0	
消費者庁	0	0	0	
総務省	47	50	52	
消防庁	0	0	0	
法務省	3	3	3	
出入国在留管理庁	3	3	3	
公安調査庁	21, 520	23, 408	25, 441	
外務省	119, 287	125, 825	133, 116	
財務省	5	10	5	
文部科学省	0	0	0	
厚生労働省	0	0	0	
農林水産省	0	0	0	
水産庁	0	0	0	
経済産業省	141	125	0	
資源エネルギー庁	0	0	0	
国土交通省	3, 568	3, 629	3, 726	
気象庁	0	0	0	
海上保安庁	19, 141	20, 633	22, 266	
環境省	0	0	0	
原子力規制委員会	0	0	0	
防衛省	168, 941	183, 303	205, 454	
防衛装備庁	247	295	300	
合計	485, 108	523, 170	574, 178	

- (注1) 同一行政機関内で、同一の内容のものを複数保有している場合は、1件として計上している。
- (注2) 経済産業省において特定秘密を記録した行政文書が減少した理由は、所定の手続を経て廃棄したこと (6(3)参照)及び交付元の行政機関に返却したことによるものである。なお、同省が指定した特定秘密 については、指定を解除すべき条件(内閣官房における特定秘密の指定の有効期間が満了したとき又は 指定が解除されたとき)を満たしていないため指定を維持しており、対象期間末時点における指定件数 は4件である(7(1)参照)。

(3) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数

特定秘密保護法では、特定秘密の取扱いの業務は、原則として、適性評価により特定 秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行ってはならないものとされて いる(同法第11条)。

対象期間末時点において、適性評価の対象となって特定秘密を漏らすおそれがないと認められ、引き続き同一の行政機関等又は適合事業者において勤務している者(特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者)*34は全体で134,297人であり、その内訳は、行政機関の職員等が130,853人、適合事業者の従業者が3,444人である。行政機関別の内訳は、表11のとおりである。

^{*34} 人事異動により他の行政機関等に異動となった者や退職した者は計上していない。また、同一の行政機関 等又は適合事業者の中で特定秘密の取扱いの業務を行わない別の部署に異動した者等の実際に特定秘密の取 扱いの業務に従事していない者も含まれている。

表11 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数(令和3年12月31日時点)

	令和元年末時点			令和2年末時点			令和3年末時点		
行政機関名	計	行 政 機関の 職員等	適合事 業者の 従業者	計	行 政 機関の 職員等	適合事 業者の 従業者	計	行 政 機関の 職員等	適合事 業者の 従業者
内閣官房	2, 175	853	1, 322	1, 973	871	1, 102	1,945	885	1,060
内閣法制局	3	3	0	3	3	0	3	3	0
内閣府	111	111	0	105	105	0	107	107	0
警察庁	4, 522	4, 522	0	3, 931	3, 931	0	3, 558	3, 558	0
警察庁	652	652	0	644	644	0	649	649	0
都道府県警察	3,870	3, 870	0	3, 287	3, 287	0	2,909	2, 909	0
金融庁	13	13	0	11	11	0	9	9	0
消費者庁	13	13	0	14	14	0	16	16	0
総務省	63	63	0	76	76	0	73	73	0
消防庁	20	20	0	20	20	0	22	22	0
法務省	26	26	0	22	22	0	23	23	0
出入国在留管理庁	17	17	0	26	26	0	36	36	0
公安調査庁	250	250	0	227	227	0	245	245	0
外務省	1,767	1, 722	45	1, 317	1,300	17	1, 267	1, 229	38
財務省	199	199	0	210	210	0	219	219	0
文部科学省	76	59	17	64	48	16	97	77	20
厚生労働省	27	27	0	25	25	0	11	11	0
農林水産省	46	46	0	49	49	0	48	48	0
水産庁	42	42	0	48	48	0	52	52	0
経済産業省	150	150	0	130	130	0	144	144	0
資源エネルギー庁	17	17	0	14	14	0	14	14	0
国土交通省	96	96	0	96	96	0	100	100	0
気象庁	11	11	0	12	12	0	12	12	0
海上保安庁	768	768	0	713	713	0	754	754	0
環境省	12	12	0	5	5	0	10	10	0
原子力規制委員会	24	24	0	24	24	0	34	34	0
防衛省	122, 207	121, 366	841	117, 364	116, 659	705	123, 234	122, 282	952
防衛装備庁	2,047	869	1, 178	1, 973	832	1, 141	2, 264	890	1, 374
合計	134, 702	131, 299	3, 403	128, 452	125, 471	2, 981	134, 297	130, 853	3, 444

⁽注) 指定権限を有さない行政機関である文部科学省においては、特定秘密を取り扱う可能性がある宇宙の開発に関する技術開発で科学技術の水準の向上を図るためのもの等に係る所掌事務を遂行するため、適合事業者の従業者が特定秘密の取扱いの業務を行うことができるようにしている。

8 内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応

(1) 内閣府独立公文書管理監からの是正の求めへの対応

運用基準において、内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法及び施行令の規定並びに運用基準 I から III まで(以下「特定秘密保護法等」という。)に従って行われているかどうか検証・監察し、行政機関の長によるこれらの行為が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、これらの行為を行った行政機関の長に対し、当該指定の解除その他の是正を求めるとともに、その内容を内閣保全監視委員会へ通知するものとされている(運用基準 V 3 (1) ア及びウ)。

対象期間中において、内閣府独立公文書管理監により各行政機関の特定秘密の指定等について検証・監察が行われた結果、以下のとおり是正の求めがなされ、関係行政機関において必要な措置が講じられるとともに、内閣官房から必要な通知を発出するなどして各行政機関への周知徹底を図った。

- 内閣府において、特定秘密が取り扱われる場所への携帯型情報通信・記録機器持込みを禁止した場合に、その場所に同機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、同機器持込みの禁止に必要な措置を講ずるものとされているにもかかわらず、実地調査の際、その旨の掲示は行われていたものの、機器持込みの禁止に必要な措置が講じられていなかったものと認めたとして、携帯型情報通信・記録機器持込みを禁止した場所に、同機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うだけでなく、同機器の携帯の有無を確認するなど、同機器持込みの禁止に必要な措置を講じることを求める是正の求めが、令和3年3月26日付けで内閣総理大臣に対してなされた。
- 海上保安庁において、特定秘密でない情報のみが記録されている文書(1件)について、特定秘密の表示をしているものと認めたとして、当該表示を全て抹消することを求める是正の求めが、令和3年3月26日付けで海上保安庁長官に対してなされた。
- 防衛省において、特定秘密の表示を特定秘密である情報が記録されている頁にしている文書(1件)について、特定秘密である情報を記録する部分を容易に区分することができるにもかかわらず、特定秘密である情報が記録されていながら、同表示をしていない頁があるものと認めたとして、特定秘密である情報が記録されている頁に、当該表示をすることを求める是正の求めが、令和3年3月26日付けで防衛大臣に対してなされた。

(2) 情報監視審査会による調査等への対応

ア 情報監視審査会による調査への対応

国会法(昭和22年法律第79号)では、各議院の情報監視審査会*35は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査した結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができ、勧告の結果とられた措置について報告を求めることができるものとされている(同法第102条の16)。

対象期間中において、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について各議院の情報監視審査会による調査が行われたところ、同法第102条の16第1項の規定に基づく勧告はなされなかった。

衆議院情報監視審査会においては、河野国務大臣*36(当時)から特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告をするとともに、同審査会からの資料要求への対応を行った。

参議院情報監視審査会においては、同審査会より提示要求がなされた特定秘密について、関係行政機関がこれを提示した上で説明を行った。また、小林国務大臣*36から特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告をするとともに内閣官房から同報告についての補足説明、同審査会の年次報告書(令和2年11月)における指摘事項への政府の対応状況についての説明を行った。

イ 情報監視審査会の年次報告書における意見・指摘への対応

(ア) 衆議院情報監視審査会年次報告書への対応

令和3年5月11日に、衆議院情報監視審査会会長から衆議院議長に令和2年年次報告書が提出され、4点の意見が出された(資料10参照)。審査会への対応状況に関する意見、その他の意見については、政府で対応を検討し、同審査会において説明した。対応状況の概要は表12のとおりである。

(イ) 参議院情報監視審査会年次報告書への対応

令和2年11月12日に、参議院情報監視審査会会長から参議院議長に令和元年9月 1日から令和2年8月31日までの期間を対象とした年次報告書が提出され、政府に 対する4点の主な指摘事項が示された(資料11参照)。政府は、これら指摘事項に 係る政府の対応状況について、同審査会において説明を行った。

また、令和3年12月10日に、令和2年9月1日から令和3年9月30日までの期間

^{*35} 行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定及びその解除並びに 適性評価の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの国 会法第104条第1項の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査するため、 各議院に情報監視審査会を設けることとされている(同法第102条の13)。

^{*36} 特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する国務大臣。

を対象とした年次報告書が提出され、政府に対する4点の主な指摘事項が示された (資料11参照)。政府においては、これを重く受け止め、今後、対応方針について 真摯に検討し、参議院情報監視審査会に対し説明する。

表12 衆議院情報監視審査会の令和2年年次報告書における意見への対応状況(概要)

No.	意見の要点	政府側の対応状況
1 当審査	各行政機関は、改正運用基準に鑑	○ 内閣情報調査室から関係行政機関に
会への対	み、当審査会がその調査に関し特定	対して、審査会が必要であると認め、
応状況関	秘密の指定等の適正性を判断する過	説明を求めた場合には、各行政機関は
係	程において必要があると認め説明を	特定秘密以外の不開示情報についても
	求めた場合には、特定秘密以外の不	説明する等積極的な対応に努めるよう
	開示情報についても積極的に説明す	周知した。
	る等なお一層真摯に対応すること。	○ 外務省においては、特定秘密を指定
	特に外務省は、当審査会がこれまで	する各局部において、同審査会の意見
	の年次報告書の意見において、当審	及び改正運用基準をよく踏まえた対応
	査会への対応の在り方の改善につい	をとるよう周知した。
	て重ねて指摘してきた事実を改めて	
	重く受け止め、改正運用基準の趣旨	
	に沿った対応をすること。	
2 指定管	各指定行政機関においては、改正	○ 内閣情報調査室から関係行政機関に
理簿関係	運用基準を踏まえ指定管理簿を修正	対して、特定秘密指定管理簿の記述内
	する場合には、指定要件の充足性等	容が具体的であるか確認するよう周知
	の判別が可能となる、より具体的な	しており、また、内閣情報調査室とし
	記述内容となっているかどうかよく	てもその状況を確認している。
	精査すること。また、内閣情報調査	
	室は、各行政機関において修正され	
	たものについて、改正運用基準の趣	
	旨が反映されているか改めて精査	
	し、必要と認められる場合には、再	
	修正等適切な対応を求めること。	
3 特定秘	特定秘密文書の不適切な管理に起	○ 内閣情報調査室から関係行政機関に
密文書の	因すると思われる誤廃棄事案が複数	対して、特定秘密文書の管理を徹底す
管理関係	発生していることから、各行政機関	るよう周知した。引き続き、関係行政
	においては、これまで以上に緊張感	機関に対する周知に一層努める。
	をもって特定秘密文書の管理に当た	
	ること。特に誤廃棄事案が発生した	
	行政機関においては、公文書管理制	
	度などの所定の手続を経ず原本を含	
	む特定秘密文書が廃棄されたことを	

重く受け止め、改めて現場の業務従 事者を含む全ての取扱者に対し廃棄 のための手続の周知徹底等の再発防 止策を講じること。

4 適合事 適合事業者に特定秘密を提供等し ○ 内閣情報調査室から関係行政機関に 業者関係ている行政機関においては、情報漏 えいの防止の観点から、引き続き適 合事業者における秘密保持の体制の 把握や適性評価の実施状況の確実な 確認等情報管理には万全を期すこ と。

対して、適合事業者の業務従事者を含 む全ての特定秘密取扱者に対する管理 徹底に努めるよう改めて周知した。

9 内閣府独立公文書管理監からの意見

運用基準において、内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会に対し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理についての意見を述べることができるものとされており(運用基準V5(1)ウ)、令和4年3月25日に、以下の意見が提出された。

令和3年中には、本職による是正の求めを受けて、関係行政機関において、特定秘密でない情報のみが記録されている文書の特定秘密表示が抹消されるなど、所要の措置が講じられたものと承知している。

また、特定秘密文書を不適切に取り扱った事案が複数件あったと承知しているところ、特定秘密を取り扱う者に対し、実効的な研修を実施し、特定秘密保護法等の内容の十分な理解や特定秘密の保護措置の的確な実施といった取扱者の責務について再認識させるなどにより、各行政機関における特定秘密保護法のより一層適正な運用に改めて努められたい。

10 有識者からの意見

第10回情報保全諮問会議における有識者からの意見に基づいて、国会報告における記述を追加したほか(資料12参照)、第11回情報保全諮問会議に際し、有識者から本報告に関し意見を聴取したところ、以下の意見が出されたことから、必要な修正を行った。

- 令和3年における総指定件数49件のうち年単位等で期間を区切って指定したものが42 件ある。かなりの件数が年単位等で区切られて指定されていることがうかがえるところ、 行政機関別の内訳も記載すべきである。
- 特定秘密の新規指定については、行政機関別の件数及び「事項の細目」による区分が示されているが、「7(1)工指定の有効期間別の件数」の数値との対応関係が不明であり、多くの特定秘密の有効期間が5年であることの問題を検証する観点からも、新規指定における有効期間の設定状況についても記載すべきである。
- 22ページの表10において、経済産業省の「特定秘密が記録された行政文書の保有状況」が令和2年末時点の125件から令和3年末時点で0件になっていることにつき、脚注を設けて、その理由、及び、14ページ表6と19ページ(ケ)において経済産業省による特定秘密の指定件数が令和2年末時点と同じ4件とされていることの関連について、分かりやすい説明を付すべきである。
- 「(資料6)対象期間中における指定の理由の点検状況」には、当該行政機関の総件数を示して全体のどれくらいの割合について点検が行われているのかを示すなど、点検の実情が分かるように記載すべきである。

そのほか、特定秘密保護法の運用等に関して以下の意見が出された。政府においては、

これらの意見を重く受け止め、各行政機関と共有し、特定秘密保護法の適正な運用を徹底していく。

- 国際情勢は大きく変化し、安全保障に関わる状況の変化も非常に著しいものがある。 そういう中で特定秘密に関わる情報の交換が各国との間で活発に行われており、これは 大変良いことだと思う。情報の保全に関しては従来どおりしっかりやっていただきたい。 同時に、今回のウクライナの事案を見ていると、機微に触れる情報であっても、米、英 などは、むしろ率先して積極的に開示して、それが国際世論の形成に非常に役に立った のではないかと考えている。これを考慮すると、情報の保全はもとより大事だが、同時 に、公開することが有益と思える情報は差しつかえない範囲で公開していくこともまた 大事ではないかと考える。
- 特定秘密の話に関連して、経済情報に関しても、安全保障の観点からその取扱いは非常に大事だと考えている。いわゆるセキュリティクリアランスを要する情報など、機微に触れる情報が増えてくることが考えられ、報道の自由との関わりについても念頭に置いて、政府において慎重かつ適切な検討を行っていただきたい。
- 今般、経済安全保障関係制度の整備において、秘密保護の重要性が大きな課題となっている。また、本年2月以降、ロシアによる信じがたい侵略が行われ、いつ終息するかも判然としない不穏な情勢下にある。特定秘密等を含む各種情報の保護についての重要性は喫緊の課題といえよう。その制度整備・運用において、政府・国全体として、緊張感をもって万全の体制で対応されることを求める。
- 今回の国会報告における各府省庁による特定秘密指定の実態は、脚注も含めればかなり詳細に記述されており、透明性の確保という観点からは十分なものであると評価する。
- 令和元年12月の施行令の一部改正により、特定秘密保護法の施行の日から5年を経過する日までに特定秘密を一度も保有したことのない行政機関が同法の適用対象となる行政機関から除外されたが、過去5年間ないしそれ以上の期間にわたり特定秘密を一度も指定及び保有していない機関に関しては、同法第2条の行政機関であることの要否(指定権限を有する行政機関についてはその要否)について改めて検討することが必要ではないかと考える。

また、国会報告(過去の国会報告を含む。)では、特定秘密が記録された行政文書の保有状況が、過去3年分しか掲載されていないが、5年間の保有状況が一目瞭然となるよう5年分を掲記すべきである。

- 過去3年間で指定がなかった事項の細目が複数見受けられるところ、特定秘密として 指定すべき事項の細目として設定し続ける意味があるのかどうかを関係する行政機関で 再検討する必要があると考える。
- 国会報告「(資料5)令和3年末時点における「事項の細目」別の指定の状況」について、特定秘密保護制度運用の経過ないし実情を認識及び理解するため、1年間の指定

件数等だけでなく、これまでの総指定件数、総解除件数、総満了件数、総延長件数を記載すべきである。

- 特定秘密保護規程が各行政機関で同一のものではないことからすれば、比較検討ができるように、すべての行政機関が特定秘密保護規程をインターネット上に公表するべきである。
- 今回の国会報告において、適性評価に対する改善事例が 0 件とあるが、過去の国会報告を見ても改善事例が記載されたことはなかったと思われる。これは適性評価の在り方自体に問題がないのか、それとも改善の余地のないほど完成したものになっているのか検討してもよいのではないかと考える。
- 今回もまた有効期間が到来した43件中の42件が延長されており、そのうち海上保安庁の3件以外はすべて5年の有効期間で延長されている。その結果、全659件の特定秘密のうち、有効期間が通算10年以上となるものが442件(67%)も存在する。現行の運用基準では、有効期間の延長に関してその適否を事前にチェックする仕組みはなく、単に行政機関の長が指定の理由を点検して判断するだけであるため、厳密な検討を経ずに、いわば自動的に最初の指定と同じ理由及び有効期間で延長されているという印象を受ける。行政機関の判断のみで安易に延長できる現行の仕組みを改め、例えば延長の理由及び有効期間について内閣府独立公文書管理監(情報保全監察室)による審査・承認を要することとするなど、第三者的機関による厳正なチェックを要する仕組みを導入することを検討すべきである。
- 全659件の特定秘密のうち643件の有効期間が5年とされており、新規指定だけでなく 延長に際しても5年が原則であるかのような運用がなされている(点検により解除され た件数が多ければまだしも、点検による解除は2件しかない)。運用基準Ⅱ4では、 「指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を定めるものと する。」とされており、この「最も短い期間」とは、特定秘密保護法第4条第1項にい う最長「5年」とイコールではなくそれより短い期間を意味していることは明らかであ る。凡そ一律に5年の有効期間を設定するという運用は、同法第4条第1項及び第2項 並びに運用基準Ⅱ4の定めを形骸化するものであり、再三に渡る有識者からの指摘及び 内閣情報調査室の指導によっても改善されない以上、本格的に対策を講ずる必要がある と考える。
- 指定の通算有効期間が5年未満であるものは2件しかない一方で、10年以上となっているものが442件と増え続けている。これは国民に知らせない公的な情報が年々増え続けていることを意味しているともいえる。10年以上という期間は社会情勢も世界情勢も大きく変わっているはずであるから、通算有効期間が10年を超えている情報については特定秘密の指定の継続の必要性について慎重に検討すべきである。
- 海上保安庁で有効期間を3年と定めた8件は、外国の政府との情報協力業務に関する情報(2-@)とのことであるが、このような実績が作れたことからすれば、他の行政

機関でも、我が国の特定秘密保護法の運用基準を説明し、外国の政府との情報協力業務で5年未満と定めることができるのではないかと考える。

- 643件もの特定秘密について5年の有効期間が設定されている一方で、指定解除の条件は僅か187件しか設定されていない。運用基準では、「災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性、外国の政府等との交渉の終了その他の一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合」は指定を解除すべき条件を指定の理由の中で明らかにするものとする、「指定の有効期間を年数により設定することが困難である場合は、当該指定の有効期間を5年とした上で、指定を解除する条件を指定の理由の中で明らかにするよう努めるものとする」旨を定めているが、その文言からは、当該条件を設定すべき情報が限定的であるように読める上、何が「一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合」に該当するかは行政機関の長の裁量判断に大幅に委ねられているものと解されるため、当該条件の設定件数が少ないのではないかと思われる。そこで、多くの特定秘密の有効期間が5年であることとの関連において、有効期間の設定及び一定の条件が生じた場合における指定の解除が適正に行われるよう、5年の有効期間を設定する場合には、指定を解除すべき条件を設定することを原則化すべきものと考える。
- 特定秘密の指定件数が増えているのに比して、解除条件を設定している件数がほとんど変わらないため、相対的には解除条件を設定している件数が少なくなっている。これは、解除条件を設定することによって、特定秘密指定後に解除条件を確認することで秘密指定を解除しやすくするという趣旨を損なう方向で制度運用がなされて来ていることを危惧する。解除条件を設定しないと、どうしても期間満了まで解除しないという傾向になることから、解除条件の設定を原則化すべきである。
- ロシアによるウクライナ侵攻に関連して、特定秘密の指定の増加といったことが考えられるが、このようなある種特殊な状況においては、一定の幅をもった指定がなされるものがあると考えられる。その際に、従前より委員からの意見として挙げられている特定秘密の指定の有効期間、或いは指定の解除条件の設定など、適切な見直しがなされるよう運用に留意していただきたい。
- 通常の行政文書については電子的管理を原則とした文書管理ルールが整備されているが、特定秘密である情報が記録された行政文書については、漏洩リスク回避の観点から紙媒体で管理する方が適している場合が少なくなく、また電子的管理においても通常の行政文書とは区別した厳重な保全措置が必要とされるところ、現行の運用基準及び各行政機関の定める特定秘密保護規程においてはこの点に関する留意事項等は特に定められておらず、とりわけ電子的管理における厳重な保全措置の在り方等が不明確であることから、特定秘密が記録された文書の管理について、通常の文書管理とは異なる取扱いを要すべき事項や保全措置の基準など、一定のルールを定めるべきであると考える。
- 特定秘密が記録された行政文書の保有状況は逐年増加傾向となっている状況下、令和

4年は、内閣府独立公文書管理監による是正の求め等は、1件のみであった。全体量は増加しているにもかかわらず、不適正な案件が1件のみにとどまったこと、また、指摘事項もなかったことは、全体としておおむね円滑に事務処理がなされ、担当者においても習熟されてきた傾向にあるとみられる。もっとも、今回是正を求められた事実は、「特定秘密でない情報のみが記録されている文書について特定秘密表示をしていたことが不適正」とされたものであり、例年、繰り返されている事態で、文書の内容についての吟味が不十分で精査不足であったことがうかがえる。今後とも、このような事態を惹起することのないよう、緊張感を持って丁寧に事務処理に当たることが望まれる。

- 令和4年の内閣府独立公文書管理監による是正の求めが1件のみであったことについては、従来に比べれば進歩したと評価できる。ただし、検証・監察の運用は全数を対象として行ったものではなく、無作為に抽出した一部を検証・監察した結果が1件であったものと認識している。これを踏まえれば、全体では他にも指摘すべきものがある可能性はあったと考えた方が情報管理の在り方としてはよいものと考えられる。
- 国の行政機関における特定秘密が記録された行政文書等の誤廃棄を含め、公文書の不 適切な管理がないよう一層注意していただきたい。
- 国会報告67ページ(資料7)の(注2)にも記載され、内閣情報調査室からも令和4年3月18日に公表されたように、昨年9月に内閣情報調査室に勤務する職員が特定秘密を記録する文書15件を自宅に持ち帰っていたことが判明している。今後、このような事案の発生を防ぐために、特定秘密が記録された文書に関する管理を徹底するとともに、電子機器に記録されている特定秘密を印刷する場合には、印刷コマンドを実行する前に多要素認証を求めたり、管理サーバーから印刷に関する一元管理を可能にする等のシステム変更を検討するとともに、印刷ログ監査の頻度を上げる等の措置を検討すべきである。
- 内閣官房国家安全保障局が令和4年3月9日に内閣官房のホームページで公表した「懲戒処分について」の中の「懲戒処分について(経済産業省HP)」において、令和元年10月31日から令和4年2月8日まで内閣審議官として国家安全保障局に在籍した職員に関する処分等が公表されているが、今後、このような事案が発生しないようにしていただきたい。

【資料編】

(参	招拿	を文	٠`
(1	1111/	\sim	. /

○特	テ定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)(抄)・・・・・・・・・	• • ;	36
○特	宇定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)(抄)・・・・・・	• • 4	1 2
〇公	文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)(抄)・・・・・・・・・	• • 4	14
〇自	衛隊法(昭和29年法律第165号。特定秘密の保護に関する法律附則第4条の規定に	_	
ょ	る改正前の自衛隊法)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 2	44
○特	f定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための)	
基	蓬準(平成26年10月14日閣議決定)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・	• • 4	45
○国]会法(昭和22年法律第79号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・	• • [54
○国	国家安全保障会議設置法(昭和61年法律第71号)(抄)・・・・・・・・・・・	• • [54
(各	-種資料)		
1	情報保全諮問会議の開催について(平成26年1月14日内閣総理大臣決裁)・・・	• • [55
2	情報保全諮問会議構成員(令和4年3月18日現在)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • [56
3	特定秘密保護制度における書面・押印等の見直しの概要 ・・・・・・・・・	• • [57
4	特定秘密管理者の数及びその名称(令和3年12月31日現在)・・・・・・・・・	• • [58
5	令和3年末時点における「事項の細目」別の指定の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • (30
6	対象期間中における指定の理由の点検状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • (36
7	対象期間中における特定秘密の保護の状況に関する定期検査の状況・・・・・・	• • (37
8	内閣保全監視委員会の構成等について(平成26年12月8日内閣官房長官決定)・	• • (38
9	特定秘密とみなされた旧防衛秘密の「事項の細目」別の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • (39
10	衆議院情報監視審査会の年次報告書における意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 7	70
11	参議院情報監視審査会の年次報告書における主な指摘事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 7	71
12	前回の国会報告(令和3年6月)における有識者からの意見・・・・・・・・	• • ′	73

(参照条文)

〇特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号) (抄)

(定義)

- 第2条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
 - 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関(これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。)
 - 三 国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関(第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)
 - 四 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法(昭和22年法律第70号)第16条第2項の機関 並びに内閣府設置法第40条及び第56条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含 む。)の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの
 - 五 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定める もの

六 会計検査院

(特定秘密の指定)

- 第3条 行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第4号及び第5号の政令で定める機関(合議制の機関を除く。)にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。第11条第1号を除き、以下同じ。)は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和29年法律第166号)第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を特定秘密として指定するものとする。ただし、内閣総理大臣が第18条第2項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない
- 2 行政機関の長は、前項の規定による指定(附則第5条を除き、以下単に「指定」という。)を したときは、政令で定めるところにより指定に関する記録を作成するとともに、当該指定に係る 特定秘密の範囲を明らかにするため、特定秘密である情報について、次の各号のいずれかに掲げ る措置を講ずるものとする。
 - 一 政令で定めるところにより、特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この号において同じ。)若しくは物件又は当該情報を化体する物件に特定秘密の表示(電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。)をすること。
 - 二 特定秘密である情報の性質上前号に掲げる措置によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該情報が前項の規定の適用を受ける旨を当該情報を取り扱う者に通知すること。

3 (略)

(指定の有効期間及び解除)

第4条 行政機関の長は、指定をするときは、当該指定の日から起算して5年を超えない範囲内に

おいてその有効期間を定めるものとする。

- 2 行政機関の長は、指定の有効期間(この項の規定により延長した有効期間を含む。)が満了する時において、当該指定をした情報が前条第1項に規定する要件を満たすときは、政令で定めるところにより、5年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。
- 3 指定の有効期間は、通じて30年を超えることができない。
- 4 前項の規定にかかわらず、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立っても、なお指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得た場合(行政機関が会計検査院であるときを除く。)は、行政機関の長は、当該指定の有効期間を、通じて30年を超えて延長することができる。ただし、次の各号に掲げる事項に関する情報を除き、指定の有効期間は、通じて60年を超えることができない。
 - 一 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。別表第1号において同 じ。)
 - 二 現に行われている外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)の政府又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報
 - 三 情報収集活動の手法又は能力
 - 四 人的情報源に関する情報
 - 五 暗号
 - 六 外国の政府又は国際機関から60年を超えて指定を行うことを条件に提供された情報
 - 七 前各号に掲げる事項に関する情報に準ずるもので政令で定める重要な情報

5 • 6 (略)

7 行政機関の長は、指定をした情報が前条第1項に規定する要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。 (特定秘密の保護措置)

第5条 行政機関の長は、指定をしたときは、第3条第2項に規定する措置のほか、第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関において当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めることその他の当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講ずるものとする。

$2 \sim 6$ (略)

(我が国の安全保障上の必要による特定秘密の提供)

第6条 特定秘密を保有する行政機関の長は、他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために当該特定秘密を利用する必要があると認めたときは、当該他の行政機関に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき(当該特定秘密が、この項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。)は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

2 • 3 (略)

第7条 警察庁長官は、警察庁が保有する特定秘密について、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために都道府県警察にこれを利用させる必要があると認めたときは、 当該都道府県警察に当該特定秘密を提供することができる。

2 · 3 (略)

(その他公益上の必要による特定秘密の提供)

- 第10条 第4条第5項、第6条から前条まで及び第18条第4項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。
 - 一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合(次号から第4号までに掲げる場合を除く。)であって、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあっては附則第10条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあっては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。
 - イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和22年法律第79号)第104条第1項(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和22年法律第225号)第1条の規定により行う審査又は調査であって、国会法第52条第2項(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)又は第62条の規定により公開しないこととされたもの
 - ロ 刑事事件の捜査又は公訴の維持であって、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第316条の27第1項(同条第3項及び同法第316条の28第2項において準用する場合を含む。)の規定により裁判所に提示する場合のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの
 - 二 民事訴訟法(平成8年法律第109号)第223条第6項の規定により裁判所に提示する場合
 - 三 情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成15年法律第60号)第9条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合
 - 四 会計検査院法 (昭和22年法律第73号) 第19条の4において読み替えて準用する情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項の規定により会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

2 • 3 (略)

- 第11条 特定秘密の取扱いの業務は、当該業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者に当該特定秘密を保有させ、若しくは提供する行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が直近に実施した次条第1項又は第15条第1項の適性評価(第13条第1項(第15条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知があった日から5年を経過していないものに限る。)において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者(次条第1項第3号又は第15条第1項第3号に掲げる者として次条第3項又は第15条第2項において読み替えて準用する次条第3項の規定による告知があった者を除く。)でなければ、行ってはならない。ただし、次に掲げる者については、次条第1項又は第15条第1項の適性評価を受けることを要しない。
 - 一 行政機関の長
 - 二 国務大臣(前号に掲げる者を除く。)
 - 三 内閣官房副長官
 - 四 内閣総理大臣補佐官
 - 五 副大臣
 - 六 大臣政務官

七 前各号に掲げるもののほか、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第1項又は第15条第1項の適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができるものとして政令で 定める者

(行政機関の長による適性評価の実施)

- 第12条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密 の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価(以下「適性評価」という。)を実施するものとする。
 - 一 当該行政機関の職員(当該行政機関が警察庁である場合にあっては、警察本部長を含む。次号において同じ。)又は当該行政機関との第5条第4項若しくは第8条第1項の契約(次号において単に「契約」という。)に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者(当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第1項の規定による通知をした日から5年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。)
 - 二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る次条第1項の規定による通知があった日から5年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者
 - 三 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合 にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めるこ とについて疑いを生じさせる事情があるもの
- 2 適性評価は、適性評価の対象となる者(以下「評価対象者」という。)について、次に掲げる 事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。
 - 一 特定有害活動(公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第3号において同じ。)及びテロリズム(政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第4号において同じ。)との関係に関する事項(評価対象者の家族(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。)及び同居人(家族を除く。)の氏名、生年月日、国籍(過去に有していた国籍を含む。)及び住所を含む。)
 - 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
 - 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
 - 四 薬物の濫用及び影響に関する事項

- 五 精神疾患に関する事項
- 六 飲酒についての節度に関する事項
- 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 3 適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。
 - 一 前項各号に掲げる事項について調査を行う旨
 - 二 前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若しくは資料の 提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨
 - 三 評価対象者が第1項第3号に掲げる者であるときは、その旨
- 4 行政機関の長は、第2項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価 対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の 提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがで きる。

(適性評価の結果等の通知)

- 第13条 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に対し通知するものとする。
- 2 行政機関の長は、適合事業者の従業者について適性評価を実施したときはその結果を、当該従業者が前条第3項の同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該評価対象者が当該適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。第16条第2項において同じ。)であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に対し通知するものとする。
- 4 行政機関の長は、第1項の規定により評価対象者に対し特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかった理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。

(行政機関の長に対する苦情の申出等)

- 第14条 評価対象者は、前条第1項の規定により通知された適性評価の結果その他当該評価対象者 について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすること ができる。
- 2 行政機関の長は、前項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知するものとする。
- 3 評価対象者は、第1項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。 (特定秘密の指定等の運用基準等)
- 第18条 政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図る ための基準を定めるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障 に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を

有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 3 内閣総理大臣は、毎年、第1項の基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の 実施の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関し、その適正を確保するため、第1項の基準に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施が当該基準に従って行われていることを確保するため、必要があると認めるときは、行政機関の長(会計検査院を除く。)に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施について改善すべき旨の指示をすることができる。(国会への報告等)
- 第19条 政府は、毎年、前条第3項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価 の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

附則

(施行後5年を経過した日の翌日以後の行政機関)

第3条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して5年を経過した日の翌日以後における第2条の規定の適用については、同条中「掲げる機関」とあるのは、「掲げる機関(この法律の施行の日以後同日から起算して5年を経過する日までの間、次条第1項の規定により指定された特定秘密(附則第5条の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる場合における防衛秘密を含む。以下この条において単に「特定秘密」という。)を保有したことがない機関として政令で定めるもの(その請求に基づき、内閣総理大臣が第18条第2項に規定する者の意見を聴いて、同日後特定秘密を保有する必要が新たに生じた機関として政令で定めるものを除く。)を除く。)」とする。

(自衛隊法の一部改正に伴う経過措置)

第5条 次条後段に規定する場合を除き、施行日の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法(以下この条及び次条において「旧自衛隊法」という。)第96条の2第1項の規定により防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日において第3条第1項の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報と、施行日前に防衛大臣が当該防衛秘密として指定していた事項について旧自衛隊法第96条の2第2項第1号の規定により付した標記又は同項第2号の規定によりした通知は、施行日において防衛大臣が当該特定秘密について第3条第2項第1号の規定によりした通知とみなす。この場合において、第4条第1項中「指定をするときは、当該指定の日」とあるのは、「この法律の施行の日以後遅滞なく、同日」とする。

別表(第3条、第5条-第9条関係)

- 一 防衛に関する事項
 - イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
 - ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
 - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
 - ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
 - ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
 - へ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの 仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの 製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(へに掲げるものを除く。)
- 二 外交に関する事項
 - イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の 保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの
 - ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその 方針(第1号イ若しくは二、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。)
 - ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和 と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報 (第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。)
 - ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
 - ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号
- 三 特定有害活動の防止に関する事項
 - イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「特定有害活動 の防止」という。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
 - ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外 国の政府若しくは国際機関からの情報
 - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
 - ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号
- 四 テロリズムの防止に関する事項
 - イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「テロリズムの防止」という。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
 - ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国 の政府若しくは国際機関からの情報
 - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
 - ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

○特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)(抄)

(行政機関から除かれる機関)

第1条 特定秘密の保護に関する法律(以下「法」という。) 附則第3条の規定により読み替えて適用する法第2条の行政機関から除かれる機関は、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靭化推進本部、健康・医療戦略推進本部、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、特定複合観光施設区域整備推進本部、ギャンブル等依存症対策推進本部、アイヌ政策推進本部、新型コロナウイルス感染症対策本部、国際博覧会推進本部、新型インフルエンザ等対策推進会議、人事院、宮内庁、公正取引委員

会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、デジタル庁、公害等調整委員会、検察庁、公安審 査委員会、国税庁、スポーツ庁、文化庁、中央労働委員会、林野庁、特許庁、中小企業庁、観光 庁、運輸安全委員会及び会計検査院とする。

(法第3条第1項ただし書の政令で定める行政機関の長)

第2条 法第3条第1項ただし書の政令で定める行政機関の長は、内閣法制局、消費者庁、文部科 学省、農林水産省、水産庁、国土交通省、気象庁及び環境省の長とする。

(指定に関する記録の作成)

- 第3条 法第3条第2項の規定による同項の指定に関する記録の作成は、法第18条第1項の基準 (以下「運用基準」という。)で定めるところにより、法第3条第1項の規定による指定(以下 単に「指定」という。)及びその解除を適切に管理するための帳簿(磁気ディスク(これに準ず る方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製するもの を含む。以下「特定秘密指定管理簿」という。)に次に掲げる事項を記載し、又は記録すること により行うものとする。
 - 一 指定をした年月日
 - 二 指定の有効期間及びその満了する年月日
 - 三 指定に係る特定秘密の概要
 - 四 指定に係る特定秘密である情報が法別表第1号イからヌまで、第2号イからホまで、第3号 イからニまで又は第4号イからニまでのいずれの事項に関するものであるかの別
 - 五 法第3条第2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別
 - 六 前各号に掲げるもののほか、指定を適切に管理するために必要なものとして運用基準で定める事項

(特定秘密の表示の方法)

- 第4条 法第3条第2項第1号の規定による特定秘密の表示(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。)にあっては、当該表示の記録を含む。以下「特定秘密表示」という。)は、次の各号に掲げる特定秘密文書等(特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。
 - 一 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 別記第1様式に従い、その見やすい箇所に、 印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又 は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当 該部分にすること。

二•三 (略)

(行政機関の長による特定秘密の保護措置)

- 第11条 行政機関の長は、特定秘密を適切に保護するために、運用基準で定めるところにより、次に掲げる措置の実施に関する規程を定めるものとする。
 - 一 特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名
 - 二~四 (略)
 - 五 特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限

六~八 (略)

九 特定秘密の取扱いの業務の状況の検査

十 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による特定秘密文書等の廃棄

+一·**+**二 (略)

2 · 3 (略)

(都道府県警察による特定秘密の保護措置)

第12条 法第5条第3項の政令で定める事項は、当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長(以下この項及び第19条において「警察本部長」という。)による次に掲げる措置及び当該特定秘密に関する前条第1項各号に掲げる措置の実施に関する事項とする。

一~四 (略)

2 (略)

(その他公益上の必要による特定秘密の提供を受けた者による特定秘密の保護措置)

- 第17条 法第10条第1項第1号の政令で定める措置は、同条(同号(イに係る部分を除く。)に係る部分に限る。)の規定により特定秘密の提供を受ける者による次に掲げる措置とする。
 - 一 (略)
 - 二 当該特定秘密の保護に関する業務を管理する者を指名すること。

三~十 (略)

別記第1様式(第4条関係)

特 定 秘 密

備考 色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

〇公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号) (抄)

(整理)

第5条

 $1 \sim 4$ (略)

5 行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書(以下「行政文書ファイル等」という。)について、保存期間(延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。)の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあっては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあっては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

〇自衛隊法(昭和29年法律第165号)(抄)

※特定秘密の保護に関する法律附則第4条の規定による改正前の自衛隊法

(防衛秘密)

第96条の2 防衛大臣は、自衛隊についての別表第4に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和29年法律第166号)第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を防衛秘密として指定するものとする。

$2 \sim 4$ (略)

別表第4 (第96条の2関係)

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。第8号及び第9号において 同じ。)の種類又は数量
- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 七 防衛の用に供する暗号
- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- 十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(第6号に掲げるものを除く。)

〇特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26 年10月14日閣議決定)(抄)

Ⅱ 特定秘密の指定等

1 指定の要件

(1) 別表該当性

別表該当性の判断は、以下のとおり特定秘密保護法別表に掲げる事項の範囲内でそれぞれの 事項の内容を具体的に示した事項の細目に該当するか否かにより行うものとする。なお、事項 の細目に該当する情報の全てを特定秘密として指定するものではなく、当該情報のうち、後述 の非公知性及び特段の秘匿の必要性の要件を満たすもののみを特定秘密として指定する。

【別表第1号(防衛に関する事項)】

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
 - a 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの(bに掲げるものを除く。)
 - (a) 自衛隊の訓練又は演習
 - (b) 自衛隊の情報収集・警戒監視活動((c)に掲げるものを除く。)
 - (c) 自衛隊法(昭和29年法律第165号)に規定する防衛出動、治安出動、自衛隊の施設等の警護出動その他の我が国の安全を確保するための自衛隊の行動
 - b 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究であって外国の軍隊 との運用協力に関するもの(当該外国において特定秘密保護法の規定により行政機関が 特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに 限る。)
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
 - a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報 (b に掲げるものを除く。)

- b 外国の政府又は国際機関(以下「外国の政府等」という。)から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)
- c a 又は b を分析して得られた情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

口 a から c までに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力(イ a (b) に掲げるものを除く。)

- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
 - a 防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り又はこれに対する我が国の 防衛若しくは防衛力の整備に関する方針
 - b 防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り又はこれに基づく研究
 - c 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究であって外国の政府等との防衛協力に関するもの
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。チ及びリにおいて同 じ。)の種類又は数量

武力攻撃事態その他の緊急事態への自衛隊の対処に際して自衛隊の部隊が装備する武器、 弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量のうち当該部隊が当該事態に対 処する能力を推察できるもの

へ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

自衛隊の部隊の間での通信に使用する通信網の構成又は通信の方法(外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)

ト 防衛の用に供する暗号

我が国の政府が用いるために作成された暗号(外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。)

- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの 仕様、性能又は使用方法
 - a 自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれ らの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法(bに掲げるものを除く。)
 - b 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法のうち外国の政府等から提供されたもの(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)
 - c bを分析して得られた情報
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの 製作、検査、修理又は試験の方法
 - a 自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれ らの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法(bに掲げるものを除

< 。)

- b 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法のうち外国の政府等から提供されたもの(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)
- c bを分析して得られた情報
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(へに掲げるものを除く。)

防衛の用に供する施設の構造その他の設計上の情報、施設の能力に関する情報又は内部の 用途(外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密 保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当 する措置が講じられるものに限る。)

【別表第2号(外交に関する事項)】

- イ 外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域 の保全その他の安全保障に関する重要なもの
 - a 外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、以下に掲げる事項に関するもの(bに掲げるものを除く。)
 - (a) 国民の生命及び身体の保護
 - (b) 領域の保全
 - (c) 海洋、上空等における権益の確保
 - (d) 国際社会の平和と安全の確保(我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(c)までに掲げるものを除く。)
 - b 外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその 方針(第1号イ若しくは二、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。)
 - a 我が国が実施する以下の措置の方針(bに掲げるものを除く。)
 - (a) 外国人の本邦への入国の禁止若しくは制限又は邦人の外国への渡航の自粛の要請
 - (b) 貨物の輸出若しくは輸入の禁止又は制限
 - (c) 資産の移転の禁止又は制限
 - (d) 航空機の乗り入れ若しくは船舶の入港の禁止又は制限
 - (e) (b)の貨物を積載した船舶の検査
 - (f) 外国の政府等に対して我が国が講ずる外交上の措置(我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(e)までに掲げるものを除く。)
 - b 領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針
- ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和 と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報 (第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。)
 - a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報 (b に掲げるものを除く。)
 - b 外国の政府等から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定

により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が 講じられるものに限る。)

- c a 又は b を分析して得られた情報
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ハaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力

ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

我が国の政府が用いるために作成された暗号(外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。)

【別表第3号(特定有害活動の防止に関する事項)】

- イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「特定有害活動 の防止」という。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
 - a 特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に 掲げる事項に関するもの(bに掲げるものを除く。)
 - (a) 特定秘密保護法第12条第2項第1号に規定する核兵器、化学製剤、細菌製剤その他の物を輸出し、又は輸入するための活動の防止
 - (b) 緊急事態への対処に係る部隊の戦術
 - (c) 重要施設、要人等に対する警戒警備
 - (d) サイバー攻撃の防止
 - b 特定有害活動の防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する 計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政 機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられる もの
- ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
 - a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報 (b に掲げるものを除く。)
 - b 外国の政府等から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定 により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が 講じられるものに限る。)
 - c a 又は b を分析して得られた情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

口aからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力

ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号

我が国の政府が用いるために作成された暗号(外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。)

【別表第4号(テロリズムの防止に関する事項)】

- イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「テロリズムの防止」という。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
 - a テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの(bに掲げるものを除く。)
 - (a) 緊急事態への対処に係る部隊の戦術
 - (b) 重要施設、要人等に対する警戒警備
 - (c) サイバー攻撃の防止
 - b テロリズムの防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの
- ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国 の政府若しくは国際機関からの情報
 - a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報(bに掲げるものを除く。)
 - b 外国の政府等から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)
 - c a 又は b を分析して得られた情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

口aからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力

ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

我が国の政府が用いるために作成された暗号(外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。)

(2) \sim (4) (略)

2 実施体制

行政機関の長は、施行令第11条第1項第1号の特定秘密の保護に関する業務を管理する者として、行政機関の長以外の当該行政機関の職員のうちから、我が国の安全保障に関する事務のうち特定秘密保護法別表に掲げる事項に係るものを所掌する国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第7条の官房、局、部若しくは委員会の事務局若しくは事務総局の長、同法第8条の2の施設等機関の長、同法第8条の3の特別の機関の長、同法第9条の地方支分部局の長又はこれらに準ずる者を特定秘密管理者に指名し、特定秘密の保護に関する業務を管理するために必要な以下に掲げる措置を講じさせるものとする。

(1)~(12) (略)

3 指定手続

- (1) (略)
- (2) 行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の

情報と区別することができるように具体的に記述するとともに、当該情報の指定の理由(以下「指定の理由」という。)を記すものとする。この場合において、当該指定に係る情報の記述 (以下「対象情報の記述」という。)は、これを特定秘密として取り扱うことを要しないよう に記さなければならない。また、指定の理由の中には、当該情報が指定の要件を満たしている と判断する理由を明記することとする。

- (3) 対象情報の記述は、必要に応じ、「(○○を含む。)」、「(○○を除く。)」と記すこと等により、当該指定に係る情報の範囲が明確になるようにするものとする。また、毎年度作成する計画や継続的に収集する情報など、行政機関が当該指定に係る情報を異なる時期に複数回保有することが想定される場合には、指定の有効期間を定める趣旨に鑑み、対象情報の記述及び施行令第3条第3号の特定秘密の概要は、例えば「平成○○年度○○計画」、「情報収集衛星により平成○○年中に入手した衛星画像情報」、「平成○○年中の○○国との間の○○に関する交渉の内容」と期間を区切るなどして、適切に管理できるよう記すものとする。
- (4) 特定秘密に指定しようとする情報が、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する 観点からの公表の必要性、外国の政府等との交渉の終了その他の一定の条件が生じた場合に指 定を解除すべき情報である場合には、当該条件を指定の理由の中で明らかにするものとする。
- (5) (6) (略)

4 指定の有効期間の設定

- (1) 行政機関の長は、特定秘密保護法第4条第1項に基づく指定の有効期間として、特定秘密に 指定しようとする情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し、指定の理由を見直 すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとする。例えば、
 - ・ 定期的に策定される計画の策定に必要な資料にあっては、当該計画の次の計画が策定 されるまでの間(毎年策定する計画の場合には2年等)
 - ・ 情報通信技術の動向に密接に関係する情報にあっては、一般に当該技術の進展に応じ た年数 (3年等)
 - ・ 外国の政府等の政策に密接に関係する要人の動向に関する情報にあっては、当該国の 指導者の任期(4年等)

と定めることが考えられるが、行政機関の長は、指定の有効期間の基準を定めることが可能な 情報についてはこれを定めるなどにより、統一的な運用を図るものとする。

(2) (略)

Ⅲ 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長、解除等

2 指定の解除

(1) 指定の理由の点検等

- ア 行政機関の長は、その指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に、当該指定の理由を年1回以上定期的に点検させるとともに、必要があると認めるときは、臨時に点検させ、各点検により、指定の要件を満たしていないと認めたときには、速やかに指定を解除するものとする。点検に当たっては、特段の秘匿の必要性を巡る状況の変化や特定秘密である情報と同一性を有する情報の公表状況等を確認させるなどし、指定の要件の充足性を判断するものとする。点検を実施した際は、その実施年月日を書面又は電磁的記録に記載又は記録させるものとする。
- イ 行政機関の長は、特定秘密に当たる情報が出現する前に、あらかじめ特定秘密に指定した にもかかわらず、指定した特定秘密に当たる情報が現存せず、これが出現する可能性がない

ことが確定した場合には、有効期間内であっても、速やかに指定を解除するものとする。

(2) 指定の一部解除

行政機関の長は、指定した特定秘密の一部について、指定の要件を欠くに至ったときは、元 の指定を維持したまま、その一部を解除するものとする。

(3) 一定の条件が生じた場合の解除等

行政機関の長は、特定秘密を指定する際に、その指定の理由において、指定を解除する条件を明らかにしていなくても、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性その他の指定を解除すべきと認める一定の条件が生じた場合は、当該指定を解除するものとする。

また、特定秘密である情報を特定秘密の要件を満たさない情報に編集又は加工し、これを公表することが公益上必要と認めるときは、これを速やかに行うものとする。

(4)~(6) (略)

Ⅳ 適性評価の実施

4 適性評価の実施についての告知と同意

(1)~(3) (略)

- (4) 同意の取下げ
 - ア 特定秘密保護法第12条第3項の同意は、同意書を提出した後から適性評価の結果が通知されるまでの間、別添4の「適性評価の実施についての同意の取下書」(当該同意の取下書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「同意の取下書」という。)の提出により取り下げることができるものとする。
 - イ アにより同意の取下書の提出があったときは、適性評価実施担当者は、その旨を適性評価 実施責任者を経て行政機関の長に報告する。
 - ウ 適性評価実施責任者は、イの報告を受けたときは、当該評価対象者が登載された名簿を提出した特定秘密管理者に対し、当該評価対象者の同意が取り下げられたことにより適性評価の手続を中止した旨を通知する。
 - エ 特定秘密管理者は、適合事業者の従業者についてウの通知を受けたときは、当該適合事業者に対し、当該従業者の同意が取り下げられたことにより適性評価の手続を中止した旨を別添9-2の「適性評価結果等通知書(適合事業者用)」により通知するとともに、当該通知に係る従業者が派遣労働者であるときは、当該通知の内容を当該従業者を雇用する事業主に通知するよう当該適合事業者に求めるものとする。

V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等

- 1 内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力
- (1) 内閣官房は、特定秘密保護法の適正な運用の確保についての自らの責任を十分に認識し、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除(以下単に「特定秘密の指定及びその解除」という。)並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務を行う。
- (2) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務の公正かつ 能率的な遂行を図るため、内閣に内閣保全監視委員会を設置する。内閣保全監視委員会の庶務 は、内閣官房内閣情報調査室において処理し、内閣保全監視委員会の構成その他必要な事項は、 別に内閣官房長官が定めるものとする。
- (3) (4) (略)
- 3 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正

- (1) 内閣府独立公文書管理監による検証・監察・是正
 - ア 内閣府独立公文書管理監(内閣府独立公文書管理監が指名する内閣府の職員を含む。以下 同じ。)は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法及び施行令の規定並びに本運用基準 I からIIIまで(以下「特定秘密保護法等」という。)に従って行われているかどうか検証し、監察するものとする。ここでいう「特定行政文書ファイル等の管理」の検証・監察には、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否、すなわち、特定秘密である情報を記録する保存期間1年未満の行政文書(以下「保存期間1年未満の特定秘密文書」という。)の中に保存期間を1年以上と設定すべきものがないかの検証・監察が含まれる。

なお、保存期間1年未満の特定秘密文書の管理については、「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)を踏まえて各行政機関の長が定める行政文書管理規則による。

イ (略)

ウ 内閣府独立公文書管理監は、検証又は監察の結果、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、当該特定秘密の指定及びその解除をし、又は当該特定行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求めるものとする。内閣府独立公文書管理監は、是正を求めたときは、その内容を内閣保全監視委員会へ通知するものとする。

(2) (略)

4 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報

(1) 通報の処理の枠組み

内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務を行う者若しくは行っていた者又は特定秘密保護法第4条第5項、第9条、第10条若しくは第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者(以下「取扱業務者等」という。)が、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料する場合に行う通報を受け付け、処理するため、窓口(以下「通報窓口」という。)を設置し、公表するものとする。

(2) 通報の処理

ア 行政機関に対する通報

- (ア) 取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が 特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、当該特定秘密の指定及び その解除又は当該特定行政文書ファイル等の管理に係る行政機関の通報窓口に対し、そ の旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密指定管 理簿に記載又は記録された特定秘密の概要や特定秘密が記録された文書の番号を用いる などし、特定秘密を漏らしてはならない。
- (イ) 行政機関の長は、通報を受理した場合、調査の必要性を十分に検討し、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、当該通報を行った者(以下「通報者」という。)に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、適正な調査の遂行に支障がある場合はこの限りではない。

(ウ)~(カ) 略

- イ 内閣府独立公文書管理監に対する通報
- (ア) 取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が 特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、内閣府独立公文書管理監 の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者 等は、特定秘密指定管理簿に記載又は記録された特定秘密の概要や特定秘密が記録され た文書の番号を用いるなどし、特定秘密を漏らしてはならない。
- (4) (ア)に定める通報は、ア(イ)において調査を行わない旨の通知又は同(オ)の通知を受けた後でなければ、行うことができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。
 - a ア(7)に定める通報をすれば不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由が ある場合
 - b ア(ア)に定める通報をすれば当該通報に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合
 - c 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに 足りる相当の理由がある場合

(ウ)~(ケ) 略

(3) (略)

5 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者及び国会への報告

- (1) 内閣総理大臣への報告等
 - ア 行政機関の長は、毎年1回、(ア)から(シ)までに掲げる事項を内閣保全監視委員会に、(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。
 - (ア) 当該行政機関の長が指定をした特定秘密の件数及び過去1年に新たに指定をした特定 秘密の件数 (II 1(1)に規定する事項の細目ごと。(イ)及び(ウ)において同じ。)
 - (イ) 過去1年に指定の有効期間の延長をした件数
 - (ウ) 過去1年に指定を解除した件数
 - (エ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去1年に国立公文書館等に 移管した件数
 - (オ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去1年に廃棄した件数
 - (カ) 過去1年に廃棄した特定行政文書ファイル等の件数
 - (キ) 過去1年に処理した4(2)ア(ア)の通報の件数
 - (ク) 過去1年に適性評価を実施した件数(警察庁長官にあっては、警察本部長が実施した 適性評価の件数を含む。(ク)及び(コ)において同じ。)
 - (ケ) 過去1年に適性評価の評価対象者が特定秘密保護法第12条第3項の同意をしなかった 件数
 - (3) 過去1年に申出のあった特定秘密保護法第14条の苦情の件数
 - (サ) 過去1年に行った適性評価に関する改善事例
 - (シ) その他参考となる事項
 - イ 内閣保全監視委員会は、アの報告に加え、必要があると認めるときは、行政機関の長に対 し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求めることができる。
 - ウ 内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会に対し、ア(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲 げる事項に関し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書フ ァイル等の管理についての意見を述べることができる。

- エ 内閣保全監視委員会は、アからウまでに定める報告、説明及び意見を取りまとめ、国民に 分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評 価の実施の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。
- オ 内閣府独立公文書管理監は、毎年1回、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書 ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとっ た措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。
- (2) 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者への報告 内閣総理大臣は、毎年1回、(1)エの状況を特定秘密保護法第18条第2項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。
- (3) 国会への報告及び公表
 - ア 内閣総理大臣は、毎年1回、(2)の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適 性評価の実施の状況を国会に報告するとともに、公表するものとする。
 - イ なお、両院に設置される情報監視審査会(以下「審査会」という。)に報告する際には、行 政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものをアに添付するものとする。

Ⅵ 本運用基準の見直し

政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、常にその運用の改善に 努めつつ、5年を目途に、又は必要に応じて本運用基準について見直しを行うものとする。また、見直しの結果については、これを公表するものとする。

〇国会法(昭和22年法律第79号)(抄)

- 第102条の13 行政における特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定(同項の規定による指定をいう。)及びその解除並びに適性評価(特定秘密保護法第12条第1項に規定する適性評価をいう。)の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第104条第1項(第54条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長(特定秘密保護法第3条第1項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。)の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。
- 第102条の16 情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、 行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができ る。
- 2 情報監視審査会は、行政機関の長に対し、前項の勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。
- 第104条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

 $2 \sim 4$ (略)

〇国家安全保障会議設置法(昭和61年法律第71号)(抄)

(事務)

第12条 会議の事務は、国家安全保障局において処理する。

情報保全諮問会議の開催について

平成26年1月14日 内閣総理大臣決裁

1 趣旨

特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)の適正な運用のため、情報保全諮問会議(以下「会議」という。)を開催する。

2 構成等

- (1) 会議は、次に掲げる意見を、内閣総理大臣に対し述べることとする。
 - ア 特定秘密保護法第3条第1項、第18条第2項及び第3項並びに附則第 3条の規定に基づく意見。
 - イ アに掲げるもののほか、特定秘密保護法の適正な運用を図るために必要な意見。
- (2) 会議は、内閣総理大臣が委嘱する者により構成し、同大臣の下に開催する。
- (3) 内閣総理大臣は、会議の構成員の中から、会議の座長及び主査を依頼する。
- (4) 座長は、会議の事務を掌理する。
- (5) 主査は、議事運営を含め専門的検討作業を取りまとめる。
- (6) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (7) 会議の構成員の任期は、2年とし、再任することを妨げない。構成員が 欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (8) 会議の議事録及び議事要旨を作成し、議事要旨については、会議終了後公表する。また、会議の配付資料についても、原則として、公表する。

3 庶務

会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(資料2)

情報保全諮問会議 構成員

(座長)

老 川 祥 一 読売新聞グループ本社代表取締役会長・主筆代理

国際担当(The Japan News 主筆) 読売新聞東京本社取締役論説委員長

塩 入 みほも 駒澤大学法学部教授

清 水 勉 日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員

住 田 裕 子 弁護士

鳥 海 智 絵 野村證券株式会社専務執行役員

(主査)

永 野 秀 雄 法政大学人間環境学部教授

藤原静雄中央大学大学院法務研究科教授

※ 令和4年3月18日現在

(資料3) 特定秘密保護制度における書面・押印等の見直しの概要

<見直しの概要>

特定秘密保護制度において、書面により行うこととされている手続及び署名・押印を求めている手続を見直すこととする。

<見直しの具体的内容>

1 特定秘密保護法施行令の一部改正

特定秘密保護法の規定による通知、告知及び同意等について、書面の交付に代えて、オンライン(電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法による提供)により行うことが可能となるよう、特定秘密保護法施行令を一部改正することとする。

2 内閣官房令の新規制定

特定秘密保護法の規定を改正せず、同法第14条第1項に規定する適性評価についての書面による苦情の申出について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)に基づき、主務省令で定めるところにより、オンラインにより行うことを可能とするため、内閣官房令を新規に制定する。

3 運用基準の一部変更

特定秘密保護制度における各種文書について、書面のほか、電磁的記録での報告等を認めることとする。また、運用基準で定める各種様式の中で、署名・押印を求めているものについて、記名とするとともに、押印を不要とすることとする。

(資料4) 特定秘密管理者の数及びその名称(令和3年12月31日現在)

※< >内の数値は、特定秘密管理者の数 ※指定に係る特定秘密管理者については、下線を付した。

行政機関名	特定秘密管理者の名称	
国家安全保障会議	国家安全保障局長 < 1 人	(>
内閣官房	内閣総務官、 <u>国家安全保障局長</u> 、内閣官房副長官補(內政	2担
	当)、内閣官房副長官補(外政担当)、内閣官房副長官補	(事
	態対処・危機管理担当)、内閣広報官、内閣情報官、内閣サ	トイ
	バーセキュリティセンター長、内閣人事局長 < 9 人	
内閣府	大臣官房総務課長、大臣官房公文書管理課長、政策統括官	(防
	災担当)、政策統括官(原子力防災担当)、独立公文書管]理
	監、食品安全委員会事務局長、科学技術・イノベーション推	推進
	事務局長、宇宙開発戦略推進事務局長、総合海洋政策推進事	₮務
	局長、国際平和協力本部事務局長 <10人	(>
国家公安委員会	警察庁長官官房国家公安委員会会務官 < 1人	(>
警察庁	警備局長 < 1 人	>
(注)		
金融庁	金融国際審議官、総合政策局総括審議官、総合政策局長、企	三画
	市場局長、監督局長、証券取引等監視委員会事務局長、公認	8会
	計士・監査審査会事務局長 < 7人	(>
総務省	大臣官房長、国際戦略局長、総合通信基盤局長、サイバーも	2キ
	ュリティ統括官 <4人	(>
消防庁	消防庁次長 < 1 人	(>
法務省	大臣官房秘書課長 < 1 人	(>
出入国在留管理庁	出入国管理部長、総務課長 < 2 月	(>
公安調査庁	総務部長、 <u>調査第二部長</u> < 2 人	(>
外務省	大臣官房長、総合外交政策局長、軍縮不拡散・科学部長、万	<u> "ジ</u>
	<u>ア大洋州局長</u> 、南部アジア部長、 <u>北米局長</u> 、中南米局長、 <u>図</u>	大州
	<u>局長</u> 、中東アフリカ局長、アフリカ部長、経済局長、国際協	为力
	局長、国際法局長、 <u>領事局長</u> 、 <u>国際情報統括官</u> 、在外公館長	ŧ
	(229人) <244人	(>
財務省	大臣官房長、主計局長、国際局長 < 3 人	(>
厚生労働省	大臣官房長、危機管理・医務技術総括審議官 < 2 月	(>
経済産業省	大臣官房長、経済産業政策局長、地域経済産業審議官、通商	f 政
	策局長、貿易経済協力局長、産業技術環境局長、 <u>製造産業</u>	<u> (局</u>
	長、商務情報政策局長、商務・サービス審議官、電力・ガス	〈取

	引監視等委員会事務局長、技術総括・保安審議官 <11人>
資源エネルギー庁	資源エネルギー庁次長 < 1 人>
海上保安庁	海上保安監 < 1 人>
原子力規制委員会	原子力規制庁長官 < 1 人>
防衛省	大臣官房長、 <u>防衛政策局長</u> 、整備計画局長、人事教育局長、地
	方協力局長、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所
	長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報
	本部長、防衛監察監、地方防衛局長(8人) <22人>
防衛装備庁	長官官房審議官、装備政策部長、プロジェクト管理部長、技術
	戦略部長、調達管理部長、調達事業部長、航空装備研究所長、
	陸上装備研究所長、艦艇装備研究所長、次世代装備研究所長、
	千歳試験場長、下北試験場長、岐阜試験場長 <13人>

⁽注) 都道府県警察においても、都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長により、特定秘密の保護に関する業務を管理する者が指名されており、令和3年12月31日時点で計48名が指名されている。

(資料5)令和3年末時点における「事項の細目」別の指定の状況

別表		1	事項の細目	番号				
		a【自衛隊の運用又はこれに関す	(a)【自衛隊の訓練又は演習】	1-1				
		る見積り若しくは計画若しくは研 究のうち、以下に掲げる事項に関	(b)【自衛隊の情報収集・警戒監視活動((c)に掲げるものを除く。)】	1-2				
	イ【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】	するもの(bに掲げるものを除 く。)】	(c)【自衛隊法(昭和29年法律第165号)に規定する防衛出動、治安出動、自衛隊の施設等の警護出動その他の我が国の安全を確保するための自衛隊の行動】	1-3				
			6見積り若しくは計画若しくは研究であって外国の軍隊との運用協力に 定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ず 『が講じられるものに限る。)】	1-4				
		a【電波情報、画像情報その他情報	吸収集手段を用いて収集した情報(bに掲げるものを除く。)】	1-5				
			「外国の政府等」という。)から提供された情報(当該外国の政府等にお 行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当)】	1-6				
		c【a又はbを分析して得られた情報	c【a又はbを分析して得られた情報】					
		整理又はその能力:ロaからcまで「 イa(b)に掲げるものを除く。)】	に掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情	1-8				
	ニ【防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究】	a【防衛力の整備のために行う国内衛力の整備に関する方針】	n外の諸情勢に関する見積り又はこれに対する我が国の防衛若しくは防	1-9				
		b【防衛力の整備のために行う防衛	f力の能力の見積り又はこれに基づく研究】	1-10				
第1号		c【防衛力の整備に関する見積り表の】	られています。これは計画又は研究であって外国の政府等との防衛協力に関するも	1-11				
Francisco								
	へ【防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法:自衛隊の部隊の間での通信に使用する通信網の構成又は通信の方法(外国 の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護する ために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)】							
	ト【防衛の用に供する暗号:我が国の政府が用いるために作成された暗号(外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。)】							
		a【自衛隊の潜水艦、航空機、セン 発段階のものの仕様、性能又は使	サー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開 見用方法(bに掲げるものを除く。)】	1-15				
	チ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法】							
		c【bを分析して得られた情報】		1-17				
			サー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開 又は試験の方法(bに掲げるものを除く。)】	1-18				
	リ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検理又は試験の方法】	b【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法のうち外国の政府等から提供されたもの(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)】						
		c【bを分析して得られた情報】		1-20				
	の情報、施設の能力に関す	ける情報又は内部の用途(外国の政	に掲げるものを除く。): 防衛の用に供する施設の構造その他の設計上 な府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定 かに講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)】	1-21				

※()内の数値は、令和3年中に指定した特定秘密の件数で、内数 ※△が付された数値は、令和3年中に指定の有効期間が満了した特定秘密の件数 ※◇内の数値は、令和3年中に指定の有効期間を延長した特定秘密の件数で、内数 ※▲が付された数値は、令和3年中に指定を解除した特定秘密の件数

番号	国家安全保障会議	内閣官房	警察庁	総務省	法務省	出入国在留 管理庁	公安調査庁	外務省	経済産業省	海上保安庁	防衛	省	防衛軸	支備庁	合	a l
1-①															0	
1-2											7				7	
1-3											35	(8)			35	(8)
1-4											23	<1>			23	<1>
1-⑤											71	(7) △1 <8> ▲1			71	(7) △1 <8> ▲1
1-6											47	(7) <3>	1		48	(7) <3>
1-⑦												(1) <1>			8	(1) <1>
1-8												(1) <1>			12	(1) <1>
1-9												(2) <2>	2	<1>	20	(2) <3>
1-10											8				8	
1-11											3				3	
1-12															0	
1-13											1				1	
1-14												(2) <2> 1			83	(2) <2> 1
1-15											55	(1)	12		67	(1)
1-16											3		4	(1)	7	(1)
1-17															0	
1-18															0	
1-19															0	
1-20															0	
1-2											1				1	

別表		*	事項の細目	番号		
			(a)【国民の生命及び身体の保護】	2-①		
	イ【外国の政府等との交渉	a【外国の政府等との交渉又は協 力の方針又は内容のうち、以下に	(b)【領域の保全】	2-2		
	又は協力の方針又は内容 のうち、国民の生命及び 身体の保護、領域の保全 その他の安全保障に関す	掲げる事項に関するもの(bに掲げるものを除く。)】	(c)【海洋、上空等における権益の確保】	2-3		
	る重要なもの】		(d)【国際社会の平和と安全の確保(我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(c)までに掲げるものを除く。)】	2-④		
			又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定に るために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの】	2-⑤		
			(a)【外国人の本邦への入国の禁止若しくは制限又は邦人の外国への 渡航の自粛の要請】	2-⑥		
	ロ【安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針(第1号イ若しくは二、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。)】	の方針(blこ掲げるものを除く。)】	(b)【貨物の輸出若しくは輸入の禁止又は制限】	2-⑦		
			(c)【資産の移転の禁止又は制限】	2-8		
第2号 【外交に 関する事 項】			(d)【航空機の乗り入れ若しくは船舶の入港の禁止又は制限】	2-9		
			(e)【(b)の貨物を積載した船舶の検査】	2-10		
			(f)【外国の政府等に対して我が国が講ずる外交上の措置(我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(e)までに掲げるものを除く。)】	2-11		
		b【領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針】				
	保護、領域の保全若しくは	a【電波情報、画像情報その他情報	最収集手段を用いて収集した情報(bに掲げるものを除く。)】	2-13		
	国際社会の平和と安全に 関する重要な情報又は条	b【外国の政府等から提供された情関が特定秘密を保護するために講	情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機 することとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)】	2-14		
	情報(第1号口、第3号口	c【a又はbを分析して得られた情報】				
	二【ハに掲げる情報の収集 報源、実施状況又は能力】		こ掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情	2-16		
	府等から提供されたものに	あっては当該外国の政府等におい	供する暗号:我が国の政府が用いるために作成された暗号(外国の政 て特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するため 限る。また、民生用のものを除く。)】	2-17		

番号	国家安全保障会議	内閣官房	警察庁	総務省	法務省	出入国在留 管理庁	公安調査庁	外務省	経済産業省	海上保安庁	防衛省	防衛装備庁	合計
2-①	8 (1)	3 (1)						3					14 (2)
2-2		1						2					3
2-3													0
2-④		4 <2>											4 <2>
2-⑤		8 (1)		11 <2>			1	5		2			27 (1)
2-6													0
2-⑦													0
2-8													0
2-9													0
2-10													0
2-11													0
2-12		2			1	1							4
2-13								1					1
2-14		8 (1)						13 (1)		9 (1)			30 (3) <5>
2-15													0
2-16		47 (3) <3>					5	11	4	11			78 (3) <3>
2-①		28 (2)						4					32 (2)

別表			事項の細目	番号					
			(a)【特定秘密保護法第12条第2項第1号に規定する核兵器、化学製剤、細菌製剤その他の物を輸出し、又は輸入するための活動の防止】	3-①					
	イ【特定有害活動による被 害の発生若しくは拡大の	 a【特定有害活動の防止のための 措置又はこれに関する計画若しく は研究のうち、以下に掲げる事項	(b)【緊急事態への対処に係る部隊の戦術】	3-2					
	防止(以下この号において「特定有害活動の防止」という。)のための措置とは	に関するもの(blc掲げるものを除く。)】	(c)【重要施設、要人等に対する警戒警備】	3-3					
	これに関する計画若しくは研究】		(d)【サイバー攻撃の防止】	3-4					
第3号 【特定有 害活動の			・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	3-⑤					
防止に関 する事 項】	ロ【特定有害活動の防止	a【電波情報、画像情報その他情報	吸収集手段を用いて収集した情報(bに掲げるものを除く。)】	3-6					
	に関し収集した国民の生 命及び身体の保護に関す る重要な情報又は外国の 政府若しくは国際機関か	b【外国の政府等から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)】							
	らの情報】	 c【a又はbを分析して得られた情報	31	3-8					
	ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力: ロaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】								
	ては、当該外国の政府等に		用いるために作成された暗号(外国の政府等から提供されたものにあっ より行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相 く。)】	3-10					
		a【テロリズムの防止のための措	(a)【緊急事態への対処に係る部隊の戦術】	4-①					
	イ【テロリズムによる被害 の発生若しくは拡大の防 止(以下この号において 「テロリズムの防止」とい	置又はこれに関する計画若しくは 研究のうち、以下に掲げる事項に 関するもの(bに掲げるものを除	(b)【重要施設、要人等に対する警戒警備】	4-2					
	う。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究】	<.)]	(c)【サイバー攻撃の防止】	4-3					
第4号	264		の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究 て特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために 措置が講じられるもの】	4-4					
【テロリズ ムの防止 に関する	ロ【テロリズムの防止に関	a【電波情報、画像情報その他情報	段収集手段を用いて収集した情報(bに掲げるものを除く。)】	4-⑤					
事項】		b【外国の政府等から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)】							
	情報】	c【a又はbを分析して得られた情報】 4							
	ハ【ロに掲げる情報の収集 報源、実施状況又は能力】		に掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情	4-8					
	は、当該外国の政府等にお		へるために作成された暗号(外国の政府等から提供されたものにあって 分行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当)】	4-9					

番号	国家安全保障会議	内閣官房	警察庁	総務省	法務省	出入国在留 管理庁	公安調査庁	外務省	経済産業省	海上保安庁	防衛省	防衛装備庁	合	8 †
3-①													0	
3-2													0	
3-3													0	
3-4													0	
3-⑤													0	
3-6			4 <1>				4 (1) (1>						8	(1) <2>
3-⑦			8 (1)				8 (1)						16	(2) <2>
3-8													0	
3-9			15 (1)				4 (1) (1>						19	(2) <1>
3-10			1										1	
4-1			2										2	
4-2													0	
4-3													0	
4-④													0	
4-⑤			15 (2) (2)										15	(2) <2>
4-6							8 (1)	1					9	(1) <1>
4-⑦													0	
4-8		1 <1>						1					2	<1>
4-9													0	
計	8 (1) 8 (1)	102 ⁽⁸⁾ (8)	45 (4) (4)	11 〈2〉	1	1	30 (4) (4)	41 (1)	4	22 (1) (3)	375 (29) Δ1 ⟨18⟩ ▲2	19 (1)	659	(49) △1 ⟨42⟩ ▲2

(資料6) 対象期間中における指定の理由の点検状況

行政機関	実施時期	点検件数	点検結果
国家安全保障会議	12月	8件	指定の要件を満たしていることが確認された。
内閣官房	12月	101件	指定の要件を満たしていることが確認された。
警察庁	12月	42件	指定の要件を満たしていることが確認された。
総務省	11月	2件	指定の要件を満たしていることが確認された。
	12月	11件	
法務省	1月	1件	指定の要件を満たしていることが確認された。
出入国在留管理庁	3月	1 件	指定の要件を満たしていることが確認された。
公安調査庁	3月	2件	指定の要件を満たしていることが確認された。
	12月	30件	
外務省	4月	1件	指定の要件を満たしていることが確認された。
	6月	40件	
	12月	6件	
経済産業省	11月	4件	指定の要件を満たしていることが確認された。
海上保安庁	12月	22件	指定の要件を満たしていることが確認された。
防衛省	2月	16件	指定されている2件について、指定を解除す
	3月	3件	ることを確認した。
	5月	1件	その他については、指定の要件を満たしてい
	6月	22件	ることが確認された。
	7月	259件	
	9月	1件	
	12月	83件	
防衛装備庁	6月	17件	指定の要件を満たしていることが確認された。
	7月	2件	
	10月	1件	

- (注1) 対象期間末に指定したものなど、指定の時期によって、対象期間中には点検の対象となっていない特定秘密が内閣官房で1件、警察庁で3件、防衛省で13件、防衛装備庁で1件あった。それ以外の行政機関においては、すべての特定秘密について点検を実施した。
- (注2) 各行政機関においては、点検に当たって、特段の秘匿の必要性について、「現在も有効な見積り、計画等に関するものであるため」、「現在も有効な情報収集活動の方法又は能力であるため」、「現在も有効な防衛の用に供する物、通信網若しくは通信の方法又は施設であるため」、「外国政府等との関係を維持するため」等を確認するなどし、指定の要件の充足性を判断している。

(資料7) 対象期間中における特定秘密の保護の状況に関する定期検査の状況

行政機関	実施時期	検査結果
内閣官房	6月~7月、	特段の問題は認められなかった。
(注1) (注2)	11月~12月	
内閣法制局	6月、12月	特段の問題は認められなかった。
内閣府	3月、8月、9月	特段の問題は認められなかった。
警察庁	3月、9月~10月	特段の問題は認められなかった。
総務省	3月、4月、6月、	特段の問題は認められなかった。
	9月、10月	
法務省	3月、9月	特段の問題は認められなかった。
出入国在留管理庁	3月、10月	特段の問題は認められなかった。
公安調査庁	5月~6月、	特段の問題は認められなかった。
	11月~12月	
外務省	6月、12月	特段の問題は認められなかった。
財務省	1月、9月	特段の問題は認められなかった。
経済産業省	2月、7月	特段の問題は認められなかった。
(注3)		
国土交通省	1月、4月、	特段の問題は認められなかった。
	6月、10月	
海上保安庁	6月、12月	特段の問題は認められなかった。
防衛省	1月~3月、	特段の問題は認められなかった。
	7月~12月	
防衛装備庁	6月~7月、	特段の問題は認められなかった。
	12月~1月 (注4)	

- (注1) 国家安全保障会議が指定した特定秘密が記録された行政文書については、国家安全保障会議設置法 (昭和61年法律第71号)第12条の規定に基づき、同会議の事務を処理することとされている内閣官房 (国家安全保障局)が保有しているところ、定期検査についても内閣官房(国家安全保障局)において 実施している。
- (注2) 内閣官房では、定期検査とは別の機会に、特定秘密である情報が記録された行政文書15件について、 内閣官房の保護規程で定められた所定の手続を経ずに、庁舎外に持ち出されていたことが判明し、調査 の結果、特定秘密の漏えいは確認されなかった。
- (注3) 経済産業省では、定期検査とは別の機会に、特定秘密である情報が記録された行政文書1件について、 同省の保護規程で定める保管庫に保管せず、執務室内の施錠した引出しに保管していたことが判明し、 調査の結果、特定秘密の漏えいは確認されなかった。
- (注4) 防衛装備庁については、令和3年12月に開始した定期検査が令和4年1月に終了した部署があったため、本報告の対象期間外である令和4年1月までを実施時期として記載した。

(資料8)

内閣保全監視委員会の構成等について

[平成 26 年 12 月 8 日] 内閣官房長官決定]

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)V1(2)の規定に基づき、内閣保全監視委員会の構成その他必要な事項を次のとおり定める。

1 内閣保全監視委員会の構成は、次のとおりとする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

委員長 内閣官房長官

副委員長 内閣官房副長官(政務)

内閣官房副長官(事務)

国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官

委 員 国家安全保障局長

内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)

内閣情報官

警察庁長官

公安調査庁長官

外務事務次官

経済産業事務次官

海上保安庁長官

防衛事務次官

- 2 1にかかわらず、内閣官房内閣情報調査室の事務のうち、特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する国務大臣が置かれたときは、委員長は当該国務大臣とする。
- 3 前各項に定めるもののほか、内閣保全監視委員会の運営に関する事項その 他必要な事項は、委員長が定める。

附則

この決定は、平成26年12月10日から施行する。

(資料9)特定秘密とみなされた旧防衛秘密の「事項の細目」別の内訳

別表	事項の細目			件数
第防す項 1 骨の 3	イ【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】	a【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの(blc掲げるものを除く。)】	(a)【自衛隊の訓練又は演習】	1
			(b)【自衛隊の情報収集・警戒監視活動((c)に掲げる ものを除く。)】	7
			(c)【自衛隊法(昭和29年法律第165号)に規定する 防衛出動、治安出動、自衛隊の施設等の警護出動 その他の我が国の安全を確保するための自衛隊の 行動】	25
		b【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究であってアメリカ合衆国の軍隊との運用協力に関するもの(同国において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)】		22
	ロ【防衛に関し収集した 電波情報、画像情報その 他の重要な情報】	a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報(bに掲げるものを除く。)】		16
		(当該外国の政府等において	以下「外国の政府等」という。)から提供された情報 時定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密 される措置に相当する措置が講じられるものに限	11
		c【a又はbを分析して得られた情報】		1
	ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力: ロaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力(イa(b)に掲げるものを除く。)】			5
	ニ【防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究】	a【防衛力の整備のために行う 我が国の防衛若しくは防衛力	国内外の諸情勢に関する見積り又はこれに対する の整備に関する方針】	3
		b【防衛力の整備のために行う	防衛力の能力の見積り又はこれに基づく研究】	10
		c【防衛力の整備に関する見利 の防衛協力に関するもの】	責り若しくは計画又は研究であってアメリカ合衆国と	2
	ホ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。)の種類又は数量:武力攻撃事態その他の緊急事態への自衛隊の対処に際して自衛隊の部隊が装備する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量のうち当該部隊が当該事態に対処する能力を推察できるもの】			
	へ【防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法:自衛隊の部隊の間での通信に使用する通信網の構成又は通信の方法(外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)】			1
	ト【防衛の用に供する暗号: 我が国の政府が用いるために作成された暗号(外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。)】			85
	チ【武器、弾薬、航空機 その他の防衛の用に供 する物又はこれらの物の 研究開発段階のものの 仕様、性能又は使用方 法】		センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器 階のものの仕様、性能又は使用方法(bl に掲げるも	54
		段階のものの仕様、性能又は(当該外国の政府等において	の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発 使用方法のうち外国の政府等から提供されたもの 寺定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密 される措置に相当する措置が講じられるものに限	3
	リ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法】	a【自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器 又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法(blc 掲げるものを除く。)】		
		段階のものの製作、検査、修 れたもの(当該外国の政府等)	の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発 理又は試験の方法のうち外国の政府等から提供さ こおいて特定秘密保護法の規定により行政機関が特 ることとされる措置に相当する措置が講じられるも	
	ヌ【防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(へに掲げるものを除く。):防衛の用に供する施設の構造その他の設計上の情報、施設の能力に関する情報又は内部の用途(外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)】			
	1			

(注) 第2号から第4号については、該当がなかった。

246

(資料10)衆議院情報監視審査会の年次報告書における意見

令和2年年次報告書における意見

1 当審査会への対応状況関係

各行政機関は、改正運用基準に鑑み、当審査会がその調査に関し特定秘密の指定等の適正性を判断する過程において必要があると認め説明を求めた場合には、特定秘密以外の不開示情報についても積極的に説明する等なお一層真摯に対応すること。特に外務省は、当審査会がこれまでの年次報告書の意見において、当審査会への対応の在り方の改善について重ねて指摘してきた事実を改めて重く受け止め、改正運用基準の趣旨に沿った対応をすること。

2 指定管理簿関係

各指定行政機関においては、改正運用基準を踏まえ指定管理簿を修正する場合には、指定要件の充足性等の判別が可能となる、より具体的な記述内容となっているかどうかよく精査すること。また、内閣情報調査室は、各行政機関において修正されたものについて、改正運用基準の趣旨が反映されているか改めて精査し、必要と認められる場合には、再修正等適切な対応を求めること。

3 特定秘密文書の管理関係

特定秘密文書の不適切な管理に起因すると思われる誤廃棄事案が複数発生していることから、各行政機関においては、これまで以上に緊張感をもって特定秘密文書の管理に当たること。特に誤廃棄事案が発生した行政機関においては、公文書管理制度などの所定の手続を経ず原本を含む特定秘密文書が廃棄されたことを重く受け止め、改めて現場の業務従事者を含む全ての取扱者に対し廃棄のための手続の周知徹底等の再発防止策を講じること。

4 適合事業者関係

適合事業者に特定秘密を提供等している行政機関においては、情報漏えいの防止の観点から、引き続き適合事業者における秘密保持の体制の把握や適性評価の実施状況の確実な確認等情報管理には万全を期すこと。

(資料11) 参議院情報監視審査会の年次報告書における主な指摘事項

年次報告書(令和2年11月)における主な指摘事項

本審査会におけるこれまでの議論を踏まえ、以下のとおり指摘するとともに、各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。

- 本審査会が特定秘密保護制度の運用を監視するため、行政機関に説明を求めた場合には、 その趣旨を十分理解し、本審査会が厳格な保護措置を講じていることに鑑み、必要に応じ て公にされていない情報を交えた説明を行うなど、真摯かつ適切に対応すること。
- 行政機関による特定秘密の指定の適否を判断する本審査会の役割を踏まえ、本審査会から特定秘密の提示を求められた場合は、提示するのが原則であることを強く認識するよう改めて周知徹底すること。また、極めて例外的に本審査会への提示は困難と判断する場合は、当該特定秘密情報の提示によって、安全保障上具体的にどのような支障が生じるのかを含め、その理由を本審査会の理解が得られるよう十分かつ明確に説明すること。
- 独立公文書管理監から同様の事案に関する是正の求めが続いていることを踏まえ、特定 秘密の指定及びその解除並びに特定秘密を記録する行政文書の管理に関する不適切な事案 が発生した場合には、当該行政機関において速やかに原因分析を行い、研修などを通じて 再発防止に努めるとともに、こうした情報を内閣情報調査室に提供すること。内閣情報調 査室は、適宜適切な通知の発出などを通じて再発防止に向けた取組を進めること。
- 制度を所管する内閣情報調査室において、本審査会の指摘を受けて行われた各行政機関 の改善状況の確認や各行政機関の改善事例の把握を行い、これらを通じて得られた特定秘 密保護制度の運用改善に資する情報については、各行政機関と情報を共有すること。

年次報告書(令和3年12月)における主な指摘事項

本審査会におけるこれまでの議論を踏まえ、以下のとおり指摘するとともに、各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。

- 特定秘密保護制度に関する国民の信頼を高めるためには、本審査会の活動等を通じて監視機能が働いていると国民に理解されることが重要であることを踏まえ、本審査会が機微な情報について行政機関に説明を求めた場合でも、厳格な保護措置を講じている本審査会との信頼関係の中で、必要に応じて不開示情報を含めた説明を行うなど、より一層真摯かつ適切に対応すること。
- 国会から特定秘密の提示を求められても提示されない例外的な事例として、サードパーティールールや人的情報源が特定される情報などが挙げられているところ、過去には提供元から要請があった部分をマスキングするなどの対応をすることで本審査会に提示した例があることに鑑み、例外的な事例というだけで提示困難と判断せず、提示可能な方法がないか追求し、提示に向けて積極的に対応すること。

- 多くの特定秘密文書を所定の手続を経ずに廃棄していた事案が複数発生するなど、特定 秘密文書を扱う職員の意識や理解の不足を一因とする文書管理上の問題が見られることを 踏まえ、不適切な取扱事案が発生した場合には、当該行政機関において徹底的に検証し、 それを踏まえた研修等を通じて職員の意識や理解の向上を図るとともに、必要に応じて管 理手続を見直すなど、再発防止に向けた取組を進めること。
- 特定秘密の指定が適切であっても、対象情報の拡大解釈等により過剰に特定秘密文書と されていないかといった懸念があることを踏まえ、特定秘密の新規指定や有効期間の延長 があった場合、内閣府独立公文書管理監は検証・監察において、実際に当該特定秘密文書 の提示を受け、特定秘密とされる情報が妥当な範囲に収まっているか確認すること。

(資料12) 前回の国会報告(令和3年6月)における有識者からの意見

※括弧内は、本報告で反映した箇所を意味する。

10 有識者からの意見

第9回情報保全諮問会議における有識者からの意見に基づいて、国会報告における記述を追加したほか(資料12参照)、第10回情報保全諮問会議に際し、有識者から本報告に関し意見を聴取したところ、以下の意見が出されたことから、必要な修正を行った。

- 「6(4)運用基準に基づく通報の状況」において、通報については、本則だけでなく、 事情によっては内閣府独立公文書管理監に対して直ちにできること(運用基準 V 4(2) イ(イ))を紹介しておくべきである。
- 国会報告10ページ「ア適性評価の実施件数」において、昨年より適性評価を実施した 件数が倍以上に増えている理由を本文又は注で記述すべきである。
- 10ページ「6(5)ア適性評価の実施件数」において、昨年より適性評価を実施した件数が大幅に増えているがその理由を記載すべきである。
- 16ページ「7(1)工指定の有効期間別の件数」において、指定当初からの通算を記載しているが、国民による検証を多少なりともしやすくするために、事項の細目ごとに、あるいは、時間的にそれが難しいようであれば法別表の分野(1号~4号)ごとに通算の有効期間と件数を示すべきである。
- 「7(1)オ指定を解除すべき条件の設定等の状況」において、特定秘密を編集・加工 して公益のために公表利用する事例は令和2年についてみると、同年7月の豪雨災害の ときのものだけのようであるが、令和元年以前の利用法もあるはずであるから、それも 紹介するか、紹介している報告書の年度とページを知らせるべきである。
- 「7(1)カ(サ)防衛省(349件)」において、旧防衛秘密を特定秘密に指定したものについては、これまでも(1-●)がついていない。今回も⑯から②に(1-●)がついていない。しかし、「(資料5)令和2年末時点における「事項の細目」別の指定の状況」には、全件が事項の細目ごとに掲載されている。旧防衛秘密を特定秘密に指定したものについて現在の特定秘密保護法の運用基準に当てはめるとどれに該当するか記載すべきである。
- 国会報告55ページ(資料3)の9番目の○において、「適性評価の実施に当たって作成又は取得した文書等の保存期間を5年に短縮」とあるが、元の保存期間が何年だったのかが分からないことから「10年から5年に」と明記すべきである。
- 「(資料7)対象期間中における特定秘密の保護の状況に関する定期検査の状況」の (注2)について、記載内容が本報告書の対象期間外の前後どちらで発生したのか明記 すべきである。

そのほか、特定秘密保護法の運用等に関して以下の意見が出された。政府においては、 これらの意見を重く受け止め、各行政機関と共有し、特定秘密保護法の適正な運用を徹底 していく。

- 特定秘密保護法の成立以来、我が国の情報管理体制は外国からも信頼を獲得し、必要に応じて他国と情報保護協定を締結してきたが、令和3年3月22日には、ドイツとの間で同協定を締結するに至った。これらの情報保護協定は、我が国の安全保障体制に大きく資するものであると評価できる。
- 特定秘密が記録された行政文書の電子的管理については、通常の行政文書の電子的管理よりも厳重な保全措置を講ずる必要があることから、十分な対策をとっていただきたい。
- ソーシャル・メディアの利用に関しては、従来からリスクが指摘されていることから、 特定秘密の取扱い業務に従事する行政機関の職員と適合事業者の従業者向けの研修等に おいて十分な注意喚起を行うべきである。
- 指定の解除条件を設定しているのは全613件中183件であった。(昨年は全569件中173件) 昨年に比して指定の解除条件を設定している件数は増えたものの、全件数に対する割合は下がっている。(昨年の30.4%に対し、本年は29.85%)指定されたすべての特定秘密について解除条件を設定すべきである。
- 指定された特定秘密のうち、対象期間中指定を解除すべき条件を設定しているものは 183件であり、条件の内容については、前回報告時よりも若干の広がりがあるものの、 他の行政機関や外国から秘密取扱いを求められなくなった場合等、各行政機関が自らの 判断で解除するものというより他者に依存する条件の設定が多いように見受けられる。

また、指定の有効期間についても、ほとんどが5年間となっている状況は運用基準の精神に沿わないものではないかと考えられることから、必要最小限の情報を必要最低限の期間指定する、という運用基準の精神にてらせば、とりあえず5年指定ではなく、最低限度の期間をまずは指定し、期間満了の都度、延長の要否を厳密に検討すべきではないか。

- ほとんどの特定秘密の指定の有効期間が5年間となっている。5年間が原則化しているのは問題である。情勢によって特別秘密性に変化が生じるはずであるから、一様に5年間としているのは吟味されている期間か疑わしい。特定秘密に指定しようとする情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し、指定の有効期間を2年、3年と短く設定すべきである。
- 自動的に延長がなされ、延長期間も5年が原則のような運用は、当初は想定されていなかったはずである。指定の有効期間は5年が原則でないところ、延長の際には、秘密指定の要否が再度厳格に検討されなければならない。指定の延長が無条件にされているのではないかという疑義を生じさせないためにも、政府による検証の状況と、延長をする必要性について、国会報告に詳細に記載すべきである。

また、指定の有効期間の問題については毎年指摘をさせていただき、これまでの情報 保全諮問会議において内閣情報調査室からも、本件について各行政機関に対し、指導・ 徹底する旨の発言があったものと承知している。

内閣情報調査室から各行政機関に対する指導・徹底の状況とその結果について国会報告に記載すべきと考える。

○ 自動的に延長がなされ、延長期間も5年が原則のような運用は、当初は想定されていなかったはずである。大量に有効期間が延長されており、必要最小限の情報を必要最低限の期間秘密指定する、という運用基準の精神が尊重されているのかにつき、疑問を感じる。内閣情報調査室からの指導にも関わらず運用が改善されないのであれば、なんらか他の手立てを考えるべきである。運用基準 II 4(1)においては、各行政機関の長は「指定の有効期間の基準」を定めることが可能な情報についてはこれを定めるなどにより、統一的な運用を図るものとされており、各行政機関に対し、「指定の有効期間の基準」の有無についても確認すべきではないか。

また、指定の有効期間の問題については毎年指摘をさせていただき、これまでの情報 保全諮問会議において内閣情報調査室からも、本件について各行政機関に対し、指導・ 徹底する旨の発言があったものと承知している。

内閣情報調査室から各行政機関に対する指導・徹底の状況とその結果について国会報告に記載すべきと考える。

- 法によれば、有効期間中であっても、指定の要件を満たさなくなった場合には指定を解除することとされているはずであるが、解除件数が少ないのではないか。指定の理由の点検が形骸化しているのではないかという疑義を生じさせないためにも、政府による検証の状況と、指定を維持する必要性について、国会報告に、詳細に記載すべきである。(→資料6)
- 国民に分かりやすい報告という観点からすると、廃棄の理由については、「●ファイルの●件の廃棄が●の理由による」、といった一対一対応の記述でなくとも、脚注などで全体について廃棄理由を複数並べるかたちで記載すべきである。(→6(3))
- 質問票等に記載された個人情報が漏洩した場合については、評価対象者が国家賠償法に基づき損害賠償請求訴訟を提起しにくい地位にあることを考慮し、現行制度における漏洩等が生じた保有個人情報に係る本人への連絡等にとどまらず、米国で2015年に連邦人事管理庁の適性評価に関するデータベースがハッキングされた事案における対処のように、①評価対象者に対して一定の期間を定めて無料の「なりすまし被害防止サービス(Credit and Identity Monitoring and Identity Restoration Services)」と、②「なりすましによる被害に対する損害賠償保険(Identity Theft Insurance)」を提供することを検討すべきである。なお、連邦人事管理庁は、2015年の当該事案について、情報が漏洩した可能性のある約2210万人(評価対象者の親族等を含む)に対して、なりすまし被害防止サービスと損害賠償保険を2026年まで提供する予定であり、2018年11月30日の時点で、契約した業者に対して約4億2100万ドルの債務を負うことになった。